

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

本日の日程をご覧ください。議案審査が1件、報告事項は子ども部が4件、保健福祉部が2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席いただいております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、日程の1、議案審査に入ります。議案第45号、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、執行機関の説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 それでは、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、教育委員会資料1-1に基づきましてご説明させていただきます。

まず、項番1、趣旨・目的でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業に関する規定が新しく新設されました。制度の開始に当たっては、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、公布された国基準を踏まえ、区として条例を制定するものでございます。

次に、項番2、事業の概要でございます。乳児等通園支援事業は生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる制度でございます。

令和8年度からの本格実施を見据え、令和7年度より試行的事業を開始する予定でございます。令和7年度の千代田区こども誰でも通園制度の試行的事業としましては、実施期間を令和8年1月から3月、利用時間は月10時間、実施保育園等は公募により決定し、区立施設も含め、4園程度を想定しております。4園程度としたのは、実施する前に事前に意向調査を行っておりまして、その結果によるところでございます。

次に、実施方法としましては、一般型もしくは余裕活用型で行い、原則は定期利用を考えております。予約等につきましては区のポータルサイト及び国の総合支援システムを活用します。なお、利用料は無料でございます。

ここで、資料1-4の3ページのほうをご覧ください。

予約システム等について、ポンチ絵を示してございます。こちらの予約管理全般は国の総合支援システムを活用いたしますが、点線の利用申請の部分、こちらにつきましては現段階で国のシステムが対応していないということですので、区のポータルサイトを使う予定でございます。

資料1-1にお戻りください。

次に、項番3、制定する条例の概要でございます。条例案の本文及び国の基準、内閣府のこちらの本文につきましては資料1-2と資料1-3にございます。まずは、こちらの資料1-1をご覧ください。なりながらお話をお聞きください。

条例制定に当たりまして、職員配置基準などの国の基準に従い定めるものと、あと一般型の設備基準のように、国基準を参酌して定めるものがございます。乳児室の面積については、国基準においては1.65平方メートル以上となっていますが、現在のほかの認可保育所ですとか家庭的保育事業所等の面積基準は、同じく国の基準1.65平方メートルから3.3平方メートルに引き上げているところがございます。ですので、今回の乳児等通園支援事業においても同様に判断しまして、国基準に上乘せして、乳児室の面積基準を3.3平方メートルとしております。

こちらの表の一番上の最低基準、第3条のところに書いてありますとおり、第4条及び第5条に定めるもののほか、国基準の定めるところによるとしております。よって、この条例の形としましては、ほかの部分、その他の設備及び運営に関する基準事項であります職員の条件ですとか衛生管理、保育室の面積とか避難設備などの設備基準、あとは職員配置基準など、様々ありますが、これらについては国の基準を横引くといった形になっております。

なお、従うべき基準と参酌すべき基準、こちらについては資料1－4の1ページ目、こちらの下部分に表で示させていただいております。上の部分は児童福祉法の34条の16のところで、条例を定めなきゃいけないよということが書いてございまして、従うべき基準の中に安全計画の策定ですとか職員の基準等が入っております。それ以外については参酌すべき基準だよというところが、こちらに書いてございます。

また行ったり来たりで申し訳ないんですけど、次に、事業実施スケジュールでございします。こちらのスケジュールと同時に、資料1－4の2ページ目に全体のフロー、流れも書いてありますので、こちらと一緒にご覧になっていただければと思います。

まず、10月中下旬に試行的事業の実施施設の公募を開始します。全体の流れのほうで言いますと、①の公募周知ですね、向かって左側に保育所等について、右側に利用者のことが示されてございます。10月下旬に公募を開始し、11月には事業者を決定し、その後、周知とともに保護者の利用申請の受付を行うと。そして、令和8年1月より試行的事業を開始していく、そんなスケジュールでございします。最後に、令和8年4月より本制度の本格実施を開始していく予定でございします。

資料の追加説明としまして、資料1－5をご覧ください。こちらは区の保育施設の空き状況を示してございます。

1ページ目は、9月の空き状況でございします。

2ページ目、こちらは今年1月、昨年度の1月の試行的事業を開始する予定である時期の空き状況でございします。

また、こちらは資料がございせんが、他区の現状といいますか、状況につきましては、令和7年度においては五つの区で誰でも通園制度を実施しておりまして、15区で、東京都の誰でも通園制度の東京都版みたいな形ですね、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施していると。総計20区で行っているというところがございます。

ご説明は以上でございします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 ありがとうございます。もうようやく、ようやくようやくという感じで。私は令和4年度から無園児対策と未就園児対策と土日・祝日の一時預かりというのはもうど

うしても必要だというふうに言っていて、ある意味、自分で言うのもなんですが、国より先駆けてやってきたなと思っているんです。

この多様な他者との関わりの機会創出事業が今20区という中で、これを私は昨年の代表質問でもやりましたけど、自治体の既に126施設で、当時はですね、保活ワンストップサービスを先行実施していました。この、今申し上げました東京都版のこども誰でも通園制度というのは千代田区でもやってほしいと言っていたんですけど、令和5年度ですよね、東京都がやっていた多様な他者との関わりの機会創出事業って。これ、何で千代田区でできなかったんですかね。ちょっと、そもそも、こども誰でも通園制度、今、試行事業をしようとしていますけど、本当は、もっと前から始めていれば、うまくスムーズに進行できたと思うんですけど。ちょっと理由をお聞かせください。

○山崎子育て推進課長 はい。そうですね、西岡委員のほうから度々、今までご要望を受けておったことは存じております。

基本的に、実際に本格実施が行われる国の誰でも通園制度、こちらの基準ですとか手引というのが今年に入って、1月とか3月とかにやっと示されたというところもございますが、現状として、他区でもそうなんですけど、受入態勢、余裕が各園であるかどうかと言われると、なかなか厳しい状況であったというところなんです。正直、千代田区ではなかなかすぐには、おっしゃるとおり早く始めれば、もっと余裕を持ってというお話はよく分かりますが、現状としてはなかなか厳しい状況であったというところでございます。

○西岡委員 ちょっとお話を聞いていて、課長が就任されて、まだあれだと思うんですけど、もっと前からちゃんと事業所さんも、それこそ事業所さんのほうが詳しくて、いろいろと、いろんな声を聞いていましたよ、私も。だから、やろうと思えばできたことを、区はちゃんと聞く耳を持っていなかったと思います、これに関しては。今回やるということになりましたけど、都がもともと運用コストを10分の10負担するということをやってくれていたわけですよ。だから本当はいつでも始められた。そこはちょっと指摘しておきたいと思います。

それと、今、資料請求を私はさせていただいて、システム予約のフローを見させていただいているんですが、ちょっとこれだと分かりにくいんですが、本区の既にある既存のシステムと、あと国のマイナポータルのぴったりサービスと、都の保活ワンストップサービス、あとは今、区がやっている子育て支援制度レジストリ、保活DXで、子どもDXのほうの事業であると思うんですけど、区が不足している部分、子育て支援制度レジストリの先行プロジェクトに既に参加しているということは、どこでどう切り替わっていくのか、ちょっとそこが詳しく分からないんですが。

前に私、ちょっと予約システムのプランが多過ぎて、国も1,000億かけてTYPE Sって制度設計をしているんですけど、これはどういうふうに通園整理をしていくのか、ちょっと交通渋滞が起きちゃっているねという話をしていたんですけど、そこから整理できましたか、この予約フロー。

○山崎子育て推進課長 こちらの総合支援システムは国のほうで作成して、今年度やっとできて、我々のほうも試行的に、試して研修を受けたり、アカウントを頂いて、それで今やっと触るような形になりつつあるというような状況でございます。

ただ、先ほどもちょっと説明しましたが、利用申請の部分に関しては、まだ対応でき

ないというところですので、取りあえず、こども誰でも通園制度につきましては総合支援システムを、国のシステムを使って行っていくというところなので、今までの予約システムから切り替えるというよりは、こちらで対応する、誰でも通園制度についてはこちらで対応するというような国の考えでもあるというところでございます。

○西岡委員 今の切替えとか、そういう部分ではＤＸと話し合っただけでスタートさせるということなんですかね。

昨年かな、１０月末からＧｏｖＴｅｃｈ東京と都が共同スタートしている保活ワンストップサービス、それにのっとってできるという部分と、今、区が既に始めている部分というのと、混在しちゃうと思うんですけど。ちょっともう一度、説明いただけますか。

○池田委員長 休憩します。

午前１０時４４分休憩

午前１０時４６分再開

○池田委員長 はい。再開いたします。答弁からお願いいたします。

子育て推進課長。

○山崎子育て推進課長 お時間いただきまして、すみません。

このこども誰でも通園制度の国の総合支援システム、こちらは全国で同じようにこのシステムを使ってやるというふうな、そのために構築されたというところですので、既存のものから切り替えるというよりは、こども誰でも通園制度専用のシステムとして国のほうが構築したものです。

あと、区のポータルサイトを利用者申請のところで活用しますが、それについてはデジタルの担当所管とも連携して、相談しながらやっているというところでございます。

○西岡委員 そうですね。もう既に区のほうでも入園の見学とかは予約を使っているの、スムーズに利用者が使えるようにしていただきたいと思います。

概要は分かったんですけど、システムのほうの中身に入りたいんですが、これはもともと都内で待機児童が減少しているというところで、今この資料も請求させていただきましたが、このニーズを見て、例えばですけど、閉園した保育園の空きスペースを利活用したりして、もっと人数を増やせないのか。

これも令和５年に質問させていただいているんですが、合計を見ると、令和７年１０月の入園選考後を見ると、合計で幼稚園・こども園だと８１０人、３・４・５だと８１０人いる中で、保育園・認定こども園のほうの０・１・２歳だと８７５人。全体で何人が、要は必要とすべき空き人数、その隣の令和７年９月５日時点の空き人数で０・１・２歳を見ると、合計が６、１７、２６で４９人、大体５０人くらいというところで。

今、全体でお子さんが１,７００人、０・１・２歳で１,７００人程度いるというときに、どのくらいを見込んでいらっしゃるのか。今後、今もう一目瞭然で、０・１・２歳の空き定員のニーズを見ると、もう限られてくると思うんですけど、余裕型といっても、どういうふうにならぬように今後利用者をうまく円滑に、要はキャンセル待ちにならないようにしていくのか、教えてもらえますか。

○山崎子育て推進課長 はい。こちらの資料にあるとおり、現段階でもかなり、特に０・１歳の部分というのは空き状況が少なくなっていて、１月になると毎年ほぼほぼ空きがなくなってしまうというところが、区立施設は特に出ています。

我々のほうも、余裕活用型ですとどうしても定員だけの空き状況で見ると、一般型の部分ですと、配置できる人に余裕があるようなところ、定員としては空きがなくても別で定員を設けられるような施設というの中にはございますので、そういったところを、もし足りなければスタッフの補助に対しても補助をするとかしながら、定員以外の一般型のところで対策といいますか、対応してくれるところもないかなというところで働きかけているというところがございます。

○西岡委員 閉園した保育園のほかに、もちろん、もう一目瞭然で幼稚園は空き人数が相当あるわけです。もちろんこれは3・4・5歳なので、0・1・2歳ではないんですけど、ここをやはりうまく活用していかないと、ちょっと工夫が必要なんじゃないかなと思うんですが、それについては今、区のお考えはいかがですか。

○山崎子育て推進課長 はい。おっしゃるとおり、幼稚園についてはスペース的にも、あとは定員の空き状況からも、人、従事者の部分についても園によっては本当に余裕があるところもございますので、そういったところに生後半年から0歳児とか、1歳児とか2歳児の部分も見られるようにできないかというところでは、我々は説明会とかを含めて、しっかり働きかけていきたいなというところでは、

ちなみに意向調査を行っておりまして、その中で幼稚園にもお話を聞いていると、手を挙げてくださる幼稚園もあつたりして。1歳、2歳も見ますよというところもございますので、期待しているところがございます。

○西岡委員 ありがとうございます。区のご努力もあるかとは思いますが、やはり現場の保育士さんとか職員の方、幼稚園ですと、その方々もいっぱいいっぱいなところに、さらに国のこども誰でも通園制度というところで、ある意味、現場の方々の処遇改善をしなきゃいけないという中で、かといって、子育て世代の応援もしなきゃいけないという矛盾点もあると思うんですが、今、幼稚園は現時点で、9月時点だと320人程度の空き定員があるというところでは、やはりそこは工夫していただきたいと思っています。

それと、今申し上げたとおりで、現場の保育士さんの処遇改善という部分では、今後、人数を増やしていくとか予算をつけるとか、どういう工夫をされていくおつもりですか。

○山崎子育て推進課長 やはり区としましても現場の負担といいますか、従事者の方の負担というのがこの制度を行うことによってかなり生じるというところは、他区のお話とかを聞いていて、我々も認識しているところがございますので、しっかりと誰でも通園制度が実施できるような体制、人の配置とか、そういったところに取り組んで、そして実施できる体制を整えてから実施するというふうに考えておりますので、人の配置も含めて、今検討して進めているところがございます。

○西岡委員 ありがとうございます。やはり子どもたちの、特に0・1・2歳というのは、一番、手がかかりやすい部分というところでは、保育士さん、職員の方々のやはり負担が増えるという部分で、命をお預かりするところでは、そこはお金をかけなければいけない部分なので、区もぜひ支援していただきたいと思っています。

今申し上げたとおり、先ほどおっしゃっていただきましたが、文京区さんとか、他区でやっていましたよね。五、六倍のキャンセル待ちが出るほど人気だったというところで、今、他区の課題とか状況というのは、前回ちょっとお聞きしていたんですけど、そこは答えいただけますか。

○山崎子育て推進課長 はい。本当に全て、20区が今やっているんですけど、全てにちょっとお話を聞けたわけじゃないんですけど、電話をして、幾つかの区にお話を聞きました。委員のおっしゃるとおり、中野区などは最初の年は非常に募集人数に対して手を挙げていただいた方が多かったというところがございますが、令和6年度ですと、今度は大体、定員に対して応募の人数が3倍ぐらい、7年度は定員に対して1.5倍ぐらいという形で、だんだん落ち着いているような形なんですけど、こちら、中野区さん、開いているのも2園とか1園とかというところなんですね。ただ、ほかのところ、練馬区さんですとか杉並区さんとか大きいところは、かなり十数園、20園とか開いている中では、今現在、空き状況がないところもありますし、もういっぱいですよというところもあるし、5割程度、新宿区等の幼稚園とかは5割程度の利用量ですよとか、それぞれまちまちではございます。

ただ、やはり現場から来るお話としては、かなり現場に対しての負担もありますよというところで声は上がってきていると。だから、そのところはやっぱり工夫しながらやっていかなきゃいけないと。大体のところが初めて実施するということですので、どうしても最初のスタート時点とかというのはやっぱり混乱が生じると。だんだん慣れていくに従ってスムーズな流れというのができていくみたいな話も、実際に実施している園の方からお話を聞いたりすると、そういう話もあるというような状況でございます。

○西岡委員 ありがとうございます。お忙しいところ、調べていただいて助かりました。

でも、お聞きして分かったのが、やはり潜在的にニーズがたくさんあったというところですね、キャンセル待ちが起きている区もあるというところで。だからこそ、何度も申し上げて申し訳ないんですけども、東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業、こういうところも先に、先行で始めながら、本区でも本当はできたんじゃないかな、もっと早くできたんじゃないかなというふうに思っていました。

それと、もうこれで最後にしますけれども、土日ですとか祝日も対応できるのかどうかというのは、やはりアレルギーのお子さんが一時的に来たりとか、いろんなお子さんがいらっしゃる中で、土日・祝日でも預かっていただきたいというようなお声もあるんですよ。そういうときに、食べ物の提供ですとか、どういうふうにしていくのか。平日ですと、そういう職員の方がしっかりいらっしゃると思うんですけども、お弁当対応になるのか、ちょっと具体的に教えてもらえますか。

○山崎子育て推進課長 はい。土曜日、日曜日の実施が可能かどうかというお話なんですけど、やはりこれからちょっと公募させていただいて、なおかつ、園がどの時間帯で誰通を行うかというのは、やっぱりそれからになってきます。我々のほうで、逆にそういった土日でもできるところに絞ってしまうと、かなり手を挙げてくれるところが限られてしまうというところもあります。あと、園によっても、食事を提供する時間も見ますよなのか、そうじゃないのかとか、多分考えがこれから具体には出てくるのかなと思っておりまので、公募の結果から、その部分を実施できるかどうかというのが分かってくるのかなというところがございます。

○西岡委員 はい、分かりました。もう最後にします。ありがとうございます。

本当に本区においては潜在的なニーズがあるのに、7割の保護者の方がアンケートで、一時預かりをもっと充実してほしい、土日・祝日預かりを充実してほしいという声があった中で、今からなのかという気持ちはありつつも、一日でも早く始めていただけるという

部分では本当に大賛成です、本当にありがたいと思っています。利用者の方がとにかく混乱しないように、早めの周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○山崎子育て推進課長 はい。できるだけ速やかに公募なり、あと事業者の選定等を行って、早めに利用者の方に周知できるように努めていきたいと思っています。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 はい。質問させていただきます。今のやり取りでもね、課題はかなりあるなというのが分かったというふうに思います。

まず、そもそもですけれども、誰でも通園制度、国が制度をつくりました。この大きな目的というのを、まず教えていただけますか。

○山崎子育て推進課長 はい。国の目的としましては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境、こちらを整備するということ、また子育て世代への支援というところで、多様なライフスタイルに応じることを目的としているところでございます。

○牛尾委員 私も国が示している、全ての子どもの育ちを応援すると、要するに親の働き方にかかわらず、そういった保育を受けるという理念に対しては賛同するものなんです。ただ、現場の状況を見ると、本当にそれができるのかということもあります。

今の親の多様な働き方、スタイルにかかわらず、様々な形で支援するとありますけれども、今でも一時預かりでしたら児童館の一時預かり、保育園でも一時保育をやっています。その上で、誰でも通園制度を導入する理由というのは何ですか。

○山崎子育て推進課長 はい。おっしゃるとおり、千代田区においても一時預かり保育事業、こちらは保護者のリフレッシュも理由として入れておりまして、当然、保護者の通院ですとか、あとは兄弟の学校行事、そちらも含めて基本的には保護者の都合による一時的な利用ということを目的としているところでです。

一方、誰でも通園制度、こちらは子どもの育ちを中心に捉えた給付制、また子育ての孤立化防止にもつながるよということで、制度の趣旨とか目的とかが異なりますよというように言われております。

牛尾委員のおっしゃるとおり、こちらの誰でも通園制度の国の検討会等でも、やはり一時預かり保育との違いということはかなり強調されているところでもございます。そこで、東京都の考えも、多様な他者との関わりの事業の中でもそうなんですけど、我々もその事業の補助を使うということで、定期利用ということを原則に考えているところでございます。すみません。一時預かり保育の目的と、あと誰でも通園制度の目的ということでは、大きくそこが違うのかなということでございます。

○牛尾委員 そうですね。児童館なり認可保育園でやっている一時保育というのは親の様々な都合で利用できるということ、今度の誰でも通園制度は子どもの育ちが中心というのは分かります。じゃあ、実際、本当にそうなるのかということなんです。先ほど4園が手を挙げそうだと言いましたが、大体どのような特徴がある保育園ですか。

○池田委員長 これからですよ。まだ決まっていないけど。

○牛尾委員 大体4園ぐらい挙げそうだとおっしゃったじゃないですか。例えば保育所が充実しているとか、例えばスペースがいっぱいあるとか空きがあるとか、様々なわけじゃないですか。その辺、分かりますか。

○山崎子育て推進課長 はい。あくまでも意向調査の中での回答からしますと、やはり今、

幼稚園ですとかも定員に空きがあって、今後できそうな見込みがあるよというようなところが手を挙げてございました。あと、区立施設においても、何とか少しぐらいだったら手助けできるよとかいう話は聞いております。ほかのところも、正直、保育園とかに余裕があるわけではないんですけど、何とか協力してよというような働きかけに対して、できると思いますよみたいな話がある。ただ、実際に公募して、本当に手を挙げてくれるかというのは、まだ意向調査の段階ですので、何とも言えないというところでございます。

○牛尾委員 スペース的には3.3ということで、認可基準ということで示されておりますけれども、やはり保育士の基準についてはね、一応、空き定員を利用するところは認可の基準、その他施設の都の条例が基準になると思うんですけども、やはり子どもたちのためというのであれば、子どもたちの命とかを預かるわけだから、それなりのしっかりとした体制を組まないと駄目だと思うんですね。

仮に受け入れるとしたところで、じゃあ保育士がその分も加算されるのか、保育士を集めることができるのかということも課題だと思うんですけども、そこについてはどのような形で人員の補充・拡充をやろうとしているのか、それともそれはもう園任せなのか、どちらですかね。

○山崎子育て推進課長 はい。先ほど条例の国基準の中でもちょっとお話ししましたが、人員配置についてはしっかりと国の基準で決められている。例えば0歳児だと3人に対して保育士さん等は1人ですよ、1歳・2歳は6人に対して1人ですよというところで、そこは絶対守らなきゃいけないというところでございます。ただ、どうしても、それでもなかなか人に余裕がありませんよ、安全面とかを考えたさらには必要ですよというところからすると、今回の試行的事業につきましては、やはりおっしゃるとおり子どもたちの安全とかということとても大事ですし、初めてということもあるので、その部分も、もしプラスして人を配置するとかいう場合には、その部分もしっかり支援をしていこうという考えではございます。

○牛尾委員 ただ、なかなかね、民間の保育園というのはもう今でも保育士が足りない、足りないと言われております。それで、やはりこうした0・1・2、本当に一番大事な時期ですよ、保育としてはね。そうなるもしっかりとした先生がつくというのが必要だと思うんですよ。そこに例えば派遣の保育士さん、アルバイトで対応するというようなことはね、私はいかがなものかなと思ってまして。そうすると、ちゃんとした正規の保育士さんを配置していくと。ただ、そうするとなかなか保育士が集まらないという状況もあると思うんですよ。それは保育士のね、なかなか処遇が上がっていかないとなかなかね、潜在保育士が今多数いらっしゃいますけれど、抜本的な引上げを行っていかない限りは、なかなか保育士が集まらないというふうに私は思うんです。

しかも、通常、保育を受ける場合には面接し、慣らし保育を行い、そして保育をやっていくわけじゃないですか。今回は申し込んで、面接はするんだけど、アレルギー対応をどうするのかとか、あとは慣らしの保育をどうするのかとかは、結局やらないわけでしょう。できないわけでしょう。そこについても、やっぱり心配はあると思うんですけども。

さらに、0歳、1歳、2歳までですよ。2歳の途中で3歳に上がりますとなったとしたら、もう年度途中でも利用できなくなるわけでしょう。そうなった場合、せっかくしばらく利用してお友達とも仲よくなりました、でも3歳になったら、もう明日から来ら

れませんということについても、本当にそれが子どもたちのためになるのかという問題もあります。

かなり本当にいっぱいあると思うんですけども、そこについては区としてはどのような考えをお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○山崎子育て推進課長 まず従事者の話につきましては、やはり先ほども少し申し上げましたが、実施できる体制、それを各園のほうには我々としては求めていきますし、もし仮に足りないのであれば、そこを補充するということに対しては区としても支援をしていくと。ただ、質の問題といいますか、ベテランさんなのかどうかというと、急遽いとなかなか集まりにくいよというところはおっしゃるとおりなのかなと。

いずれにしても、体制としてしっかりとそういう体制を組んでいますよというところを、我々としても判断しながら認可のほうを行っていきたいと思いますし、あとは、お子さんのほうに関しましては、まず、これから始まる事業でもありますので、今後いろいろと様々に課題も出てくるかなというふうには思っておりますので、そういったところをしっかりと我々としても把握しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○牛尾委員 あと、来年1月から3月については、当面は区民の利用ということになると思うんですけども、国のほうでは2026年度から広域利用、自治体を越えた利用が可能ですよと。これについてはどうお考えですか。

○山崎子育て推進課長 本格実施になった場合には、全国的に同じような誰でも通園制度が行われて、広域利用も行われますよというふうに今は言ってございます。ただ、各自治体において、やはりどうしても受入体制が伴いませんということであれば、そもそも、よその自治体の方を入れるということ自体もなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。ですので、まだ4月以降、そのタイミングで我々も認可の申請を受けて選定をしていくという中で、どういう状況なのかというのを見極めながら進めていかなきゃいけないなと思っております。現状だと、そういったところでございます。

○牛尾委員 逆に聞きますと、条件が整えば広域利用も受け入れますよということですか。

○山崎子育て推進課長 国の制度の中身を見ますと、基本的には広域利用ができるようにというふうに定められているというところでございます。我々としての考えというよりは、制度自体がそういった中身になっているというところでございます。

○牛尾委員 これも大きな問題だと思うんですね。例えば北海道から東京に旅行に来ました、子どもを預けたいといった場合に広域利用が可能なのですね、全国どこでも利用できるわけだから。その際、子どもの状況、面接とかをどうするのか。大変大きな問題になってくるんじゃないかなと私は思うんですね。そこは指摘しておきたいというふうに思います。

様々、各自治体でやっている現場の声も聞いてらっしゃると思います。保育の現場の声というのはどんなものが多いんですか。

○山崎子育て推進課長 特に現場の声としましては、現状、大体定員を満たしているような施設からは、本当になかなか、この状態ではとてもじゃないけど受け入れられませんよ、みたいなお話をされるところもあります。ただ一方で、本当にそこで余裕、人に余裕があるか、場所に余裕があるかというところで、園によって話は変わってくるというのが第一印象で、空きがある、少しでも余裕があるところは、ぜひうちの園でも参加したいよと

いう声もございます。もう本当に園の事情によるのかなというところでございます。

○牛尾委員 それと今回は利用料がね、本来、国の示されている基準では1,600円とかという感じで、ただ、千代田区は無料にしていると。これを無料にした理由は何かあるんですか。

○山崎子育て推進課長 はい。東京都においては、この9月に保育園全てが無償化、保育園等が無償になっているというところを受けて、実費負担分についても東京都の補助が出るというところがございますので、こちらの誰でも通園制度のほうも無償にするというところでございます。

○牛尾委員 つまり、認可保育園に通っていらっしゃるお子さんは今、保育料が無料ですよ。なので、誰通も無料にするよという考えですか。

○山崎子育て推進課長 はい。そのとおりでございます。

○牛尾委員 つまり、誰通は保育の一環という考えということですか。もし、保護者への保育支援ということでは児童館のほうもやっているし、児童館のほうは結構利用料がかかりますよね、一時預かりはね。そちらのほうの支援とかも考えないのかなと思ったんですけど、いかがですか。

○山崎子育て推進課長 こちらのほうは、本当に子ども・子育て支援法によるところの新しい給付制度、事業の一つというふうになっておりますので、保育のほうの新しい給付制度というふうなことで、保育の一つというふうに考えております、というか、なっております。

○牛尾委員 やっぱり現場、私も保育園のほうにもいろいろ聞きました。やはり受け入れてもいいなというところは、やはり自分たちの保育園の宣伝にもなるというようなことをおっしゃってありました。ただね、それが目的であると、やっぱり子どもたちの安全な保育というふうになるのか、私は疑問に思うわけですよ。

先ほど受入体制があるかどうかしっかりチェックすると言いましたけれども、これはどのようなチェックを行う予定なんですか。

○山崎子育て推進課長 こちらの条例で決められている設備ですとか、あとは人員配置ですとか、そういったところからも見ながら、認可基準に合うかどうかというところをしっかりと行いますし、手を挙げていただけるかどうかというところになってくるのかなと思います。もう人数ぎりぎりなのに大丈夫ですかという話はヒアリング等では聞けるかなと思いますので、しっかり受け入れ体制が整っているかどうかというところに対して認可をするというふうな考えでございます。

○池田委員長 ほかはよろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 すみません。子ども・子育て会議と、それから教育委員会のほうで議論されてきたと思うんですけども、その際に、何というんですかね、心配であるとか期待であるとか、どのようなご意見があったかを伺っておきたいんですけど。

○山崎子育て推進課長 子ども・子育て会議等のほうでも皆さんから率直な意見を頂いております。やはり今まで、今日もお話を伺いましたけど、やっぱり現場の負担というところもありますし、あとは、これから利用者が減っていく、子どもの人数が減っていく中で、こういった仕組みを活用しながら、園にとっていい方向に進めていけるんじゃないかとい

うふうなご意見もありました。

あとは、余裕活用型でやった場合、本当にたまに来る子に対してどういうふうな対応したらいいとか、というところは、これからしっかり考えていかなきゃいけないね、そこから辺も課題ですね、みたいな話もありました。

○小枝委員 ありがとうございます。あれっ。今回って、これ、補正予算に入っていましたっけ。（発言する者あり）ああ、なるほど。じゃあ、数字はちょっと、そっちは聞かないほうがいいですね。

運営上というところで考えると、人手問題からすると、例えばなんですけれども、先ほど牛尾委員のほうから、何でしたっけ、派遣とかアルバイトということもあったけれども、千代田区のOB、保育園OBであったりとか、それから地域の、保育園経験があって、お嫁に来ちゃった人たちとかが、最近というか、もう、ここ20年ぐらいはアルバイト的に、早朝や遅い時間に入ってくれたりしているの、そういう、何というか、人材バンク的なものをストックしておく、そうした緊急対応にいいのかなということを少し思った次第なんですけれども、そんなことはいかがでしょうか。

○大松子ども支援課長 今、委員のご指摘がありました人材バンクの活用につきましては、特に今のところちょっと予定はございませんが、人材不足の折を考えまして、例えば民間のそういった会社のほうを利用できて、また支援とかもできるような可能性も含めまして、今後ちょっと研究していきたいと存じます。

○小枝委員 ちょっとずれているかもしれないんですけども、子どもというのは人と人との関係性が大事ですので、それはもう、ぽっと連れてくればいいというものではないということはよく分かる。ただ、やっぱり園の運営に一度でも関わったことがある人がいるということは、すごく心強いことだと思うんですね。例えば60歳で元気なのにリタイアされた方であるとか、あるいは若いけれども子どもができちゃってリタイアされた方であるとか、周辺を見渡してもいっぱいいるんですよ。そういう人たちが地域ぐるみで応援隊になっていったら、先ほどから提案のあるいろいろな、千代田区の場合、場所の問題というのは乗り越えられない大きな問題だけれども、やっぱり愛情を持って、我が地域の園をサポートしていきたいという人の思いを集めておくということは、すごくつながりとしても意味があることなんじゃないかなというふうに思いながら聞いていたので、そこはご一考いただけたらなというふうに思った次第です。

やはりこれからのニーズに对应していくためには、地域外対応、例えば里帰り出産で来ている子どもたち、あるいは土日働かなければならない人たち、そして子どもの育ちを、恐らく何か、ネットでというかデータで、その子がどんな特徴を持つ子どもかということは当然管理していくと思うんですけども、そうした有機的なつながりをしながら、やっぱり実質的に切り離せないわけですよ、親支援と子ども支援というのは。だからそういうことが、いろんな意味で人も場所も、千代田区の弱点も強みも生かしていけるという意味では、人というのはとても大事なんじゃないかというふうに思ったんですけど、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 はい。おっしゃるとおり、やはり本当に補助だけとかのためにアルバイトさんをとよりかは、そういった今まで経験された方に来ていただいてやっていくというふうな考えのほうが我々もいい、そちらのほうが安心だなというところは十分

分かっております。なかなか、ただ、そういった方が獲得できるかどうかというところがやっぱり問題かなというふうには考えております。

あとは先ほどおっしゃったとおり、やっぱりお子さんの安全・安心が一番大事ですので、数字だけ見ていくのではなく、やっぱり実際に一旦は、どういうところから来られる方でも面談をして、その園で受け入れられるかどうかも含めてお話を聞いて、それから受け入れるというような、そういった手続を踏みながら、安全面でしっかり担保しながら進めていくというところがこちらの事業でございます。

○小枝委員 おっしゃるとおり、何というか、丁寧に進めていくことはとても大事で、荷物ではなく、子どもなわけですから、どう預けて受け入れていくのかということは、泣いちゃってね、「お母さん」と泣いちゃって終わっちゃったら、これは、次、利用しようというふうにならないと思うので、そこはとても本当に大事な視点だと思います。

最後なんですけれども、今年度から始めるということで、西岡委員からは、もうほかは20もやっていて、そうなんだと思いますけれども、最初の3か月、今年度やる3か月のリサーチ、つまりどういうふうな問題があって、どういうふうないいことがあって、改善点があるかということのリサーチすることがとても大事になってくると思うんですけれども、それは誰がどのようにやる体制になっているかということをお聞かせください。

○山崎子育て推進課長 やはり前もって、4月から全国的に始まる本格実施に向けて、試行的にやるものでございます。そのために4園程度というふうにちょっと絞って始めて、細かく調査といいますかヒアリングをしながら、何か問題があるかとか、しっかり聞き取りながら本格実施につなげたいと。それは当然、我々所管のほうでも行いますし、関係するほかの課も含めて、連携しながらやっていきたいというふうに思っております。

○小枝委員 はい。その点では都心が抱える問題と地方が抱える問題は特徴が違うと思うんですね。国がやること、大変、旗を振ってくれていいことだと思うんですけれども、一律と言われちゃうと、やっぱり都心ならではの問題を見える化できないと思うんです。そのこのところは、やはり当事者自治体として、どうやったら子どもの幸せと環境づくりに結びつくのかということを意識して、ちゃんとリサーチをしていていただきたいと思いますので、私のほうからはそういうことでよろしくお願いします。

○池田委員長 答弁はいいですか。

○山崎子育て推進課長 はい。しっかりと都心ならではの課題等も、他区からのお話も含めて、しっかりリサーチを進めていきたいと思います。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 はい。実施方法について、ちょっと伺います。

原則、定期利用となっているんですけれども、原則というのはどういうことなのかというところと、この1月から3月は試行で始められるということなので、その中においてはこれなのかというのをちょっと教えてください。

○山崎子育て推進課長 はい。東京都の多様な他者との関わりの創出事業、こちらのほうの補助も利用するということをごさいますして、そちらの条件としまして定期利用ですよというようになっておりますので、我々としてもそれに倣って定期利用をやろうということをごさいます。

また、先ほども少しお話ししましたが、千代田区の場合、一時預かり保育というのも

かなり充実しているところでもあります。そこのすみ分けというところでも、やっぱり定期で子どもが通うようなイメージで実施していきたいなというように思っているところでございます。

○おのでら委員 すみません。原則ということなんですが、柔軟利用も可能ということなんですか、その都の制度は。

○山崎子育て推進課長 原則、柔軟利用は可能ではないですよというところでございます。

○おのでら委員 試行してみて、いろいろなニーズとかも分かってくる、あるいは空き状況ですとか、そういうところによるとは思うんですけども、私は千代田区は柔軟利用のニーズがそれなりに強いんじゃないかなというふうに思っているんで、今後4月以降どういうふうにされるかという上でも、いろいろご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎子育て推進課長 はい。一時預かり保育、そちらのほうとの兼ね合いもありますので、試行的な事業のところをやりつつ、そちらのほうもいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

○池田委員長 白川委員。

○白川委員 はい。長期的な観点から2点、お願いいたします。

千代田区のホームページを見ると、一時的にお子さんを預けたいときと、一つにまとまって分かりやすくなっているんですが、一時預かり保育から拡大子育てサポート、ファミリーサポート、9あって、今回で10個目ということになるんですね。これを受益者、区民のほうから見ると、非常にどれがどれなんだという感じになっていて、これは行政のほうからしても、ちょっとパンクする可能性というのにも出てくるかなと思います。ですから、まず年齢もばらばらですし、有償、無償というのもありますんで、どこかで制度を一元化というのは無理にしても、ある程度整理する必要があるのかなと思います。それがお願いの一つ目です。

二つ目は、一時預かり制度というのを拡充するに当たって、要するに虐待リスク、あるいは子育てのときに、何というか、ネグレクトリスクみたいなところを見つけたときにこれを利用するというのを、先々はぜひ応用としてやっていただきたいなと思っています。

この2点を、ちょっと長期的な政策としてお願いできないかなというご質問です。

○山崎子育て推進課長 今、白川委員のおっしゃっていただいた課題といいますか、特に私もこちらへ4月から来て、いろいろあるなというところは率直に思ったところです。また、先ほどもからも話がありますが、この一時預かり保育といいますか、うちの場合だと一時預かり保育とこの誰通との違いって何、みたいなところもお話をさせていただきました。ただ、確かに利用者からすると違いが分かりづらいんじゃないかというお話もあります。その部分はしっかりと周知しながら、理解を深めていきたいなと思っております。

それと同時に、これは国の事業でもありますので、なかなか一緒に全く同じで一元化みたいなものは今の段階だと難しいなと思っておりますが、後々、何かそういった視点も持ちつつ、今後研究していきたいなというふうに思っております。

あと。

○白川委員 虐待リスク。

○山崎子育て推進課長 そうですね。特に、誰でも通園制度、こちらの国の検討会でもよ

く言われていたのは、やっぱり0歳児での虐待の問題とかというのを早めに自治体のほうで判断できるものにつながる、ぜひそういった意味でも早く進めようみたいな話もありました。ですので、今後いろいろな相談のところに、誰通でそういったことが分かった場合も含めて投げかけて、つなげて連携して対応していくというところもありますし、保護者の方がこちらを利用した際に、子育ての孤立化ということにならないように、いろんな相談事に園等がのってあげられるような、そういった形に区としてもしていきたいというふうに考えております。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません。これから多分、様々、手を挙げていただいた園と話し合っていて、内容とかも細かくは調整していくことになると思うんですけど、区の考え方のちょっと確認として、例えばこの利用可能時間は月10時間以上は、例えばほかの区だと回数制限を設けていたりする区とかもあって、そういう点を千代田区としてはどう考えているのか、回数制限は設けずにいこうと考えているのかというところと。

あと、利用対象児童も、例えば医療的ケア児とか障害児などの対応についてはどう考えているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○山崎子育て推進課長 はい。利用回数につきましては特に我々のほうでは設けない、あくまでも月10時間だよというところでやってみるというところ、国の決めた10時間をそのまま一度やってみるというようなところでございます。

また、障害者ですとか医療的ケア児に関しましても、できるだけ対応できるところにも手を挙げていただこうと。意向調査の中では、それも含めてお話を聞いているようなところですが、ただ、当然、園によって障害のレベルも、ここ以上は無理ですよというお話もありますし、そもそも医療的ケア児を受け入れる体制は整っていませんよというところをお願いするというのはなかなか難しいので、今の現状、そういったことも対応できますよというところに挙げていただければお願いするというふうに考えているというところですが。

ただ、試行的な段階だと、ちょっと難しいかなと思ってはおります。

○えごし副委員長 これから始めていくというところなので、またそういうニーズも踏まえて、例えばそういう医療的ケア児とか障害児の受入れというニーズもあるのであれば、また受け入れられる体制をつくれる支援というの、また区としては考えていただきたいなと思います。

あと最後、これも確認なんですけれども、一応3歳未満までということなので、年度途中で3歳になれば、もうそこで利用できなくなるという考えでよろしいでしょうか。

○山崎子育て推進課長 はい。対象年齢が3歳未満ということですので、そのとおりでございます。

○えごし副委員長 定期利用していて、様々、仕事の関係でとかで利用していた方が、途中で、もう3歳になったら使えない。そういうところも、細かく説明というか、保護者の方にも初めから分かっていただけのように、ぜひ説明いただきたいと思います。

○山崎子育て推進課長 はい、了解しました。周知に関して、本当に丁寧にやっていきたいと思います。

○池田委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 以上で、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）

はい。これより討論に入ります。

牛尾委員。

○牛尾委員 議案第45号、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、意見表明いたします。

本議案は、子ども・子育て支援等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、区市町村による認可事業である乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設置基準を条例により定めるものであります。

こども誰でも通園制度については、孤立する子育ての不安に答え、全ての子どもの育ちを応援するという理念、これには賛同いたしますし、利用する保護者の期待に応えるものとなると思います。しかし、子どものためということを考えれば、課題は本当に多いのではないかと思います。例えば、国の基準では、面積基準は認可保育園の半分程度、保育者は半分は無資格でよいなど、基準の緩和によることによって保育の質の低下が懸念されます。区が、国の定めた基準を上回る基準を提案していることは承知をしておりますが、こうした懸念を解消するものにはなかなかならないと思います。

また、2026年からの広域利用についても、子どものためになるとは思いません。さらに、保育園の負担も大きな課題です。保育士の不足が大きな問題となっている中で、そこにスポット的に乳幼児を受け入れれば、在園児童への保育の影響が出ることも懸念をされます。実際に、千葉市が今年5月にまとめた令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業検証結果報告書では、保育従事者の声として、「通常保育へよい影響があった」は16.7%に対し、「悪い影響があった」との回答は50%を占めております。現場の大変さが浮き彫りになっていると思います。

それを考えるならば、今、誰でも通園制度を導入するのは、まだまだ時期尚早なのではないかと考えます。保育士の処遇改善と配置基準の抜本改善を行い、保育の現場の抜本的な拡充をまず土台としてつくるべきだと思います。区として、国に対し、保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することで誰でも通園制度の土台をつくることをしっかり求めていただきたい、このことを要望いたしまして、本議案に反対いたします。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 議案第45号、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の立場で意見発表させていただきます。

この乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方ですとか、ライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能額の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる制度です。

また、本制度は、育児中の保護者が一時的に子どもを預けて心身をリフレッシュできるだけではなく、保護者も保育士等の子育てのプロから日常的に情報収集を得られ、子ども自身が多様な大人や子どもと関わる中で社会性や自己肯定感を育む貴重な機会となり、乳

児やその保護者、そして地域社会全体にとって有益な制度であり、児童やその保護者に対して大きな支援を提供するものであると考えます。

令和5年度より他区においては本制度のモデル事業を実施しており、私は令和4年度より無園児対策、土日祝日一時預かり、未就園児の方々も取り残さない対策として訴えてきており、長らくこのことも誰でも通園制度の活用を訴えてまいりました。本区においても、令和6年3月の子育て支援に関する区民ニーズ調査では、3歳未満の未就園児の保護者の方から7割以上の利用希望を頂いており、本制度に対する区民のニーズの高さが明らかになっていることを踏まえれば、もっと早い時期に、求められるニーズに対し、試行的事業を実施していただきたいところではありました。

当議案審査では、令和8年1月から実施予定の試行的事業のスキーム、予約システム、他区の状況、また、現場保育士、職員の処遇改善に努め、不特定多数のお子さんを受け入れられるような実施体制に整える旨を確認できました。今後、事業の実施に当たっては、先行的に実施している自治体の状況などを踏まえながら、区民ニーズに応え、試行的事業を通じて課題の改善に努め、混乱なく令和8年度から本格実施につなげ、よりよい制度へと発展させていくことを期待しております。

子どもの育ちを支える事業としてもらいたい旨をお願いいたしまして、本議案に賛成いたします。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第45号、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 ふかみ委員、白川委員、小枝委員、おのでら委員、西岡委員、えごし委員、賛成多数です。よって、議案第45号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第45号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長が退席のため、暫時休憩いたします。

教育長、ありがとうございました。

午前11時40分休憩

午前11時46分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程の2、報告事項に入ります。

子ども部の（1）子どもの朝活プログラムの試行実施について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、子どもの朝活プログラムの試行実施につきましてご説明させていただきます。

目的でございますが、各区立小学校におきまして、始業前の時間を活用して、運動や読書等の朝活、朝活動を実施するとともに、子どもの朝の活動場所を創出することを目的に、

今回、試行実施するものでございます。

2番でございます。事業内容、校庭や体育館等を活用し、児童が安心・安全に始業前の時間を過ごすことができるよう、教育委員会が手配する従事者（有償ボランティア）を各小学校に配置をいたしまして、事業に参加する児童の見守りと誘導を行います。

3番、試行実施の日程でございます。来月、10月から各区立小学校8校におきまして、週1回程度、試行実施を行います。学校別の実施の日程等は下記のとおりでございます。各学校によりまして、特に雨天時ですね、行う場所は少し違うといったところになります。また、昌平小学校におきましては、校庭がちょっと、屋上校庭でございますので、芳林公園のほうを、ちょっと環境まちづくり部に打診をしましたら、快くこちらの利用を認めていただきましたので、芳林公園での実施というところになります。

また、各学校において、場所も少しずつ変わりますが、開始時間も違うといったことがございまして、こちらについて各学校のご協力を得ながら、周知を子どもたちに図っていくというふうに考えております。

ご説明は簡単でございますが、以上でございます。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 これは、まず週1程度の試行実施ということですが、これ、試行が終われば、これは回数を増やしていくという考えなんですか。

○加藤子ども総務課長 まず、ちょっとしばらく週1がぎりぎりかなというふうに思っております。一番のこの事業の課題は人員の確保といったところにほかなりません。何とか今回もぎりぎり、ちょっとこのぐらいの人数を確保できて、今回実施をさせていただくんですが、学校によっては、この有償ボランティアを2名ないし3名程度配置する予定でございます。それも、ちょっと各学校のほうにお願いして、何とか人員を確保したというところでございます。これが、例えば交通の事情で来られないとかとなりますと、ちょっと校門と校庭、どういうふうに見るのかというふうになると、ちょっと抜けた場合は、基本的には教育委員会が職員を出して見に行くということを考えておりまして、本当に人員の確保という部分が今一番喫緊の課題、また、どうやってその人たちを回していくのかといったところも含めて、まずは試行でやってみて、いろいろ課題が上がってくるかと思しますので、数を増やせるかどうかといったところについては、その次の段階になるかなというふうに思っております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 千代田区としては大変頑張ったなということだと思うんですけども、本当に頑張った先で、息が続かなければ意味のないことなので、小さく産んで大きく育てていてもらいたい。我々の時代は、もう朝早く行く分にはオープンでしたから、むしろ時間を過ぎると校門が閉められるというので、30分でも40分でも早く行って、一汗かいて授業に行けるとというのが楽しみだったわけですけども、今は、本当にそういう状況は全くなくて、ああ、子どもたちというのはかわいそうだなというふうに、自分のときから、子どものときから思っていました。第一歩だと思いますが、人手の確保のところ、学校側に努力してもらうことにした。要するにシルバー人材センターで無理だったとかいうことですよね。あとは地域確保もできていないということですよ。

そうすると、それは学校で言うと、どのポジションの先生がその窓口になり、そして、

どんな人材が大体見通しが立っているんですか。

○池田委員長 休憩します。

午前 11 時 46 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いいたします。子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 今回の事業は、学校の事業ではなくて、教育委員会が実施する事業という形でやります。ですので、今回入っていただく有償ボランティアの方には地域の方もいらっしゃるし、また、学校からご紹介いただいた方もいらっしゃいます。で、学校との役割分担というところなんですけど、基本的には、学校側はこの事業についてはタッチしない。教育の活動時間とは違う形でございますので、まずそれが1点。ただ、万が一のとき、救急車に乗せなければいけないような事故とか何かがありましたら、有償ボランティアで働いている、子どもたちの個人情報をもとに基本的には取り扱わない形で行います。ですので、何かありましたらまず学校の先生にご一報いただいて、保護者の方に連絡を取ってもらう。または救急車、その後の学校の時間もありますので、救急車に同乗していただくのは学校の先生にお願いすることになるというふうに思っておりますが、今現在、学校の方々に、学校の教職員への負担という部分は一応そこだけになるかなというふうな形で進めようと思っております。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 分かりました。本会議場でも副委員長のほうが質問されていて、踏み込んだなというふうな、また――あれっ、副委員長じゃなかったっけ。（発言する者あり）あ、そうか、そうか。

あと、都庁のほうからも、進めてほしいということでもかなり報道されていたので、機運は高まっている。けども本当に、先ほどの議案と一緒にんだけど、やっぱり体制が十分かどうかというところは、まだまだ心もとないということはあるだろうという中で、努力をされたということは分かりました。

私の問題意識だけを一言言っておくと、昌平であるとか千代田小なんかはコミスクというのがあるわけですね。そうすると、コミスクの結局あるところというのは、公適配時代のところだけですね。その後のところというのは、ない。つまり、地域連携がないところというのは、これをやるときに、結局部局で、これは福祉流れになってきているじゃないですか。それを子ども、教育が受けなきゃならないという。この現場が対応しようというときに、地域との本当に連携というかね、そこがつくり切れていなかったなという感じを最近すごく思っていて、そこら辺が、これを教育委員会や子ども部だけに押しつけるのではなく、学校責任に押しつけるのではなく、どうにかコミスク体制というか、それこそ文京区、たまたま柳町小学校という文京区の学校の、ちょっとググってもらうといいですけど、もう本当に地域との、このいろんな、どこで何が、誰を、どうやってやっているということが分かりやすくなっているんですよ。

その辺のところは多分これからだと思うので、私が言わんとする目的はそこら辺だということ、まあ、今のところは、すみません、投げるだけで、投げましたということで、引き続きよろしくお願いします。

○加藤子ども総務課長 ちょっと多岐にわたって難しいなと思いますが、基本的には、地域の方々との連携という形で実施のほうを、極力したいと思っております。それは先ほど言った交通の事情で来られないといったことは、やっぱり極力避けたいなといったところもございますし、朝早く、この時間に勤務するためには出てきて、これよりも早い時間に来ていただかなければいけないといったところもありますので、やはり、できるだけ近いところに住んでいる方に来ていただきたい、なっていたきたいという、それは本当に、何とかそういう形にできないかなといったところは、これからも模索、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 幾つかあるんですけども、これ、先ほどの話にも出ていたとおり、そのとおり、今、都が推進している中で、他区も続々とスタートさせているんですが、今、どのくらいの進捗といいますか、どの程度実施している区があるんですか。

○加藤子ども総務課長 現在、ちょっと予定も含めてでございますが、把握している段階ですと、港、江東、品川、大田、世田谷、杉並、豊島、江戸川ですので、8区で、千代田区が9区目というふうに思っております。あと、この間、新聞報道で出ていたのが渋谷区さんで、それは来年の4月以降で実施すると、具体的にどういうふうにやるかといったところまでは、ちょっとまだ聞き及んでいないところでございます。

○西岡委員 分かりました、ありがとうございます。

まだ、じゃあ始めたばかりのところもあれば、これから予定というところで、隣接区とその課題の共有というのは難しいかもしれませんが、今後、広域に連絡を取っていただけたらと思いますし、もう一点なんです、これ、学校は、先ほどは全く関与しないんだというところで、緊急事態を除いて、担任の先生とか、ほかに校長、副校長がいらっしゃいますが、輪番とかで何かいていただくとか、そういうことでもなく、また、朝からいらっしゃる用務員さんとか、そういう方も関わらないという認識で合っていますか。

○加藤子ども総務課長 いろいろ学校側のほうのそういった事情も加味しながら、ちょっと今回仕組みを捉えています。特に用務員さんなんかは7時から学校に入って、いろんな準備をさせていただいているというふうには聞いてはいるんですが、やっぱり、やるのがちゃんと別にあるというようなお話も頂いたりとかして、ただ、中には用務員さんがやっていたらいい学校もあったかなというふうに思っております。

ちょっと具体的に、本当にいつまで、その方々がやってくれるかといったところもありますので、年齢等も加味しながら、維持可能な形で制度構築していきたいなというふうに思っております。

○西岡委員 先生の輪番はないんですか。

○加藤子ども総務課長 すみません、答弁漏れでございます。

輪番につきまして、学校の先生方、今、実施をしているのが、我々教育委員会ではなくて学校で実施をしているのが、今、和泉小とお茶の水小学校、2校で週に1回実施しております。そちらのほうは、基本的には管理職、校長先生、副校長先生が、どちらか必ずいる形で実施をしていると聞いてございます。

○西岡委員 なので、事情的にはもちろん行政としてですけど、学校が、全く現場の学校が、何かあったときにトラブルに関与しないとか、そういうことではなく、場所の提供と

というのがメインですけれども、何かあれば輪番の先生もいらっしゃるというのは変わらずということで認識しました。ありがとうございます。分かりました。

それと、もちろん、この子どもの朝の居場所というのは潜在的に前からニーズがあるとは言われてきて、都も動いたというところではあるんですが、以前に、私、保育園で朝の居場所という部分でも、もちろん早朝から開いてはいますけれども、今は難しいにしても朝食、子どもたちの朝食の提供ね、都庁の保育園では朝食提供していますと、前に議場でも、議場質問でもさせていただきましたが、実施しているところは幾つか出てきているんですよ。保育園だけじゃなくて、やはり、こうやって前向きにやっていただけるのなら小学校のほうでも、地方ではもう既に小学校の朝食提供ってあるんですけど、今後、もう今は難しいのは分かるんですけど、ちょっとそういうところも踏まえながら、はい、やりましたというだけじゃなくて、子どもたちにとって、要は保護者目線、子ども目線で、どうすればいいのか。

やっぱり、おなかすいちゃいますよ。その後、学校内学童だと夜7時までいて、給食と、もうおやつが出る程度。そういう場で、朝、もうしっかりお食事を取らせてあげて、家で取ればいいという話もあるんでしょうけど、ただ、やっぱりね、おなか減る子、いるんですよ。で、給食の奪い合いとかって、ちょっとうわさで聞いたりもするんで、そうならないように。ちょっと今のは一例ですけど、ちょっとそういうお考えもお願いできますか。

○加藤子ども総務課長 現在、朝食を出しているところについては、品川区さんが40校ある中の3校でこの朝の居場所についてやられていて、3校、その3校は給食なのか、聞いている話では菓子パンとかそういうものだというふうには聞いてございますが、そういうのを出しているというふうに聞いてございます。

ちょっとそういったものを参考にしながら、何がどこまでできるか、まさしく持続可能に何ができるのかというところを、もう少し、ちょっと時間を置かせていただいて、検討のほうはしてまいりたいと思います。

○西岡委員 ぜひお願いします。

○池田委員長 よろしいですか。

えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません、先ほど役割の話で、学校と行政側と、とありましたけれども、従事者の役割も改めて教えていただいてもよろしいですか。やること、従事者がやること。はい。

○加藤子ども総務課長 基本的には二つあると思っております。大きく、校門のところで子どもたちを迎えて、人数を確認するというのが一つ。それと、もう一つが校庭ないし雨天時の集合場所についてアテンドをすること、その2点が大きくあるかなと思います。それ以外は事前の準備、後片づけ、施錠につきましてはもうできている、開け閉めがちゃんと学校側のほうの職員でできているということが今回前提で実施をしますので、そちらのほうは、この有償ボランティアは携わらない形で考えております。

○えごし副委員長 開錠するのも、違う、学校側でしたっけ、そうですね、すみません。

あと、最後一つ、この実施場所なんですけれども、基本的に校庭ということで、雨天時はこういう形で、中の体育館とか図書室でやっていただいています。今、最近やっぱり雨天以外でも猛暑とか、あと、冬だったら寒さとかが厳しい中、子どもなんでね、遊ぶのは

大丈夫かなとは思んですけど、でも、やっぱり中には、かなり猛暑になってくると、やっぱり危なかったり、寒過ぎる、寒さに弱い子もいると思うので、そういうときにも例えば、何か使えるよとか、そういうのは検討はいかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 今回の10月からの実施ということなので、来年度に向けてということだと、夏につきましては来年度かなとは思いますが、暑さ指数がやはり基準値以上ですと、やっぱり今回の雨天時の実施場所と同様になるかなというふうに思っています。

寒さにつきましては、これも、ちょっと学校側のほうと相談なんですけど、この場所が使えるのであれば、この雨天時の実施場所のほうで実施をしていくといったところも、これも少し回数を経て、課題等を洗い出した上で、どういうふうにするのか考えさせていただきたいと思います。

○えごし副委員長 検討いただきたいと思います。

あと、やっぱり遊んでいて、ちょっと体調悪くなった子とか、少し休めるスペースというのも考えておいていただく、ちょっと座れるスペースとかですね、休めるスペースも、ぜひこの各校で検討できるように進めていただきたいと思います。

○加藤子ども総務課長 大体約30分程度の活動ではありますが、やはり休憩スペース、また、どこか少し休める場所といったところが必要かなとも思いますので、そちらも併せて検討のほうをさせていただきたいと思います。

○池田委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）子どもの朝活プログラムの試行実施についての質疑を終了いたします。

次に、（２）和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料3に基づきまして、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についてご説明させていただきます。

本整備につきましては、これまで、公共施設調査・整備特別委員会のほうでご報告をさせていただいております。本委員会で、改めてまた説明をさせていただきますので、少し前提から含めて、おさらいの意味で説明をさせていただきます。

項番1、公園敷地との入れ替え・一体的整備。竣工から38年が経過し、老朽化の課題がある和泉小学校・いずみこども園等施設（ちよだパークサイドプラザ）については、小学校・こども園の機能継続の観点から、隣接する和泉公園敷地への移転建替えに向けて取り組んでおります。

項番2、地域との検討。移転建替えには和泉公園の都市計画変更が必要なため、公園からの視点を検討に加え、公園を含めた全体の機能が向上するよう、以下により地域からのご意見を伺いながら検討を進めております。

一つ目、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた検討会、こちらは、施設・地域・隣接の関係者、及び学識経験者と区による検討の会議体でございます。1回目は昨年11月、2回目は本年に入りますが3月、第3回目が今月ですね、開催させていただいております。

二つ目としまして、周辺の町会等への個別ヒアリング、こちらは主に昨年の12月から

今年の春前辺りにかけて、個別の町会様や、または地域で活動されています団体様のほうにヒアリングに行かせていただいております。

三つ目、オープンハウス型地域説明会、こちらは2日間を設定しまして、その間、地域の方に自由に来ていただく会でございます。2月に開催させていただきました。

四つ目、小学校の児童の方への公園の整備に向けてのアンケート調査、こちらもさせていただきます。

項番3、現在の検討状況でございます。昨年度までの検討において、公園と学校敷地の入れ替えを進めても良いとする意見が代表的であることを確認できました。そのため、本年度は公園と施設が隣接していることを活かした一体的利用の内容も含めた整備構想の策定を目指しております。

現在の検討状況は、2枚目になります資料3-2、和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想（骨子案）のところにまとめております。

それでは、骨子案のほうに少しページを進めていただいてよろしいでしょうか。資料の3-2の骨子案でございます。かいつまんでご説明をさせていただきます。

先ほどの説明の繰り返しにはなりますが、図も入れておりますので、少し分かりやすくなっているかと思います。

まず、現況でございます。1枚目の資料の左側でございます、現況でございます。

現況は、ご案内のとおり東側に和泉公園、西側に和泉小学校がございます。ここで図に示しておりますように少しポイントとなりますのが、現在、和泉公園のいわゆる公園敷地の上に、和泉小学校の校庭を少し築造させていただいております。そういう状況でございます。ただ、都市計画公園としましては、現在、広く皆さんに共有いただいております公園の4,000平米に加え、先ほどの、実際は校庭として使わせていただいております600平米を加えた4,600平米が都市計画の公園でございます。

一つ下に下りていただきまして、そちらを東西、右左ですね、入れ替えさせていただくのが今回の一体的整備でございます。

その結果、和泉小学校の敷地、あと公園の敷地、これは従前の面積が入れ替わるだけで、新しい和泉小学校は、当然、従前どおりの面積の中に建てることになります。そうしますと、現状より校庭が相当狭くなるという状況がありますので、実はこの間、昨年もそうですし、その前の年度から、そういったところをいかにして解決して、校庭もしっかり大きさを取って、また、もちろん利用者属性が異なります公園の機能もしっかり確保できるのかと検討してまいりました。主に昨年度は、隣接区でも事例があるんですが、同じ場所を、例えば日中は小学校が使いまして、夕方や土日は校庭が使うと、同じ場所をタイムシェアすると、そういった案を一つ軸に検討してまいりました。

ただ、この間、先ほども説明させていただきましたように地域との検討やオープンハウス、個別ヒアリングの中で、やはり学校のセキュリティというところが非常に気になるというお話を頂きまして、私どものほうでもそれは、なるほどそういうことだろうということで、さらにどんなアイデアがないかと、検討会を通じて検討してまいりました。それが、この1枚目左の下にあります人工地盤校庭パターンというところになってございます。

1枚目の右側に移らせていただきます。施設の整備イメージ、こちらで少し大きく出ていますので見ていただきますと、公園敷地といわゆる学校の建物敷地、このラインという

のは一つあります。ただ、その中間領域のところを、この図にありますように人工地盤の上は校庭で使って、ある意味、1階レベルというか公園面のところは、下のところは公園としてしっかりと使っていただくと、そういった形で、今、検討を進めているところでございます。

今、この1枚目の右の辺りに、建物の中の学校やこども園、こどもプラザの配置をある程度入れさせてはいただいておりますが、ここら辺の内容を決めていくのは、さらに今、基本構想というのを検討しておりますが、その先の基本計画の中で固めていくところでございます。ただ、そういった建物の諸機能が確かに入るようになっているのかというのを確認しながらでないと、この公園と学校敷地の入れ替えも含めて、ここは絵に描いた餅になってしまうところがありますので、また、中身の検討も同時並行で進めているところでございます。

それでは、骨子案、2枚目、裏を見ていただければと思います。

ここは大きな表題で、敷地の入れ替えによる効果等とまとめさせていただいております。

一つは、先ほど来お話ししておりますが、和泉公園というのは都市計画公園になってございますので、この入れ替えを実現するためには都市計画の変更が必要になります。そういったところで、まず現行の都市計画がどういう状況になっているのかを図示させていただいております。都市計画的には、少しまた別の地区関係になりますが、中高層階住居専用地区というのにもかかっているエリアでございます。

それを、2枚目の左側の下にありますように都市計画変更した場合には、単純に右と左が入れ替わるに加えて、今まで和泉公園は少し不整形だったところを、真っすぐな形で入れ替えさせていただいております。こうした都市計画の変更が必要になってまいります。

で、2枚目の中盤及び右側に一つ、敷地の入れ替えによる効果を幾つか書かせていただいております。先ほどの説明にもさせていただきましたが、公園と校庭の立体的な配置による空間の創出でございます。立体的な整備により、公園と校庭の必要面積の確保が可能となります。校庭として利用する人工地盤を、公園施設である屋根付広場、共用施設（図書室等）として整備するとともに、施設敷地側にもその機能を拡張させ、公園自体の利用や活動の活性化の促進と公園等の施設の立体性を創出、こういったところの効果があるものと考えております。

その右のほうに、より利用しやすい公園の実現、今回の整備に当たりまして、公園の利用者の動線やアクティビティといったところを昨年冬に調査させていただいております。そうした中で、いわゆる病院様から抜けて、北側抜ける通り抜け動線や、あとはどちらの方面、いわゆる東側か西側か、浅草橋側からか神田・秋葉原側か、どちらから人の流れが多いのか、そういったものも調べさせていただいているところです。

結果としましては、主に西側から公園にアプローチされる方も多いところがあります。そういった面でいきますと、今回、公園の位置が右左、東西で入れ替わりまして、若干西側に移りますが、それによって特段大きな支障はないのだろうと。加えて、引き続き通り抜け動線というのは確保していく予定でございますので、支障がないんだろうというところを考えております。

このボックス四つの次は真ん中の下のところですが、風環境の改善。この間、地域と意見交換をしたりヒアリングしている中では、和泉公園が現状、いわゆる風が強いときに、い

わゆるビル風ですね、風が強調されて強く吹くときがまあまああると。その場合には、いろいろ風が強く吹いて、石ころが当たったりとか、もう痛いぐらいですというような話を多々聞いております。これは、当然、現状の和泉公園の周りが、高層の建物が切り立って建っていることが原因でございます。今回、施設が東西に入れ替わることで、結果的に、その吹きおろしを少し低減する形にもなりますので、新しくできる、西側に移った和泉公園のほうの風環境は、今の和泉公園よりかは改善するだろうというところがございます。もちろん、風環境の改善のために敷地を入れ替えるわけではございません。

ボックスの一番右下のところですが、公園誘致距離内のエリアの拡大と、和泉公園は、先ほど来ご説明させていただいていますように都市計画で決められている公園でございます。ジャンルとしましては街区公園というグループになりまして、現在、明確に国の都市公園法の基準の中では明記はないんですが、従来から250メートルが誘致距離と言われておるところがございます。いわゆる250メートルの範囲の方々に使っていただくようなことが一つの想定となっている公園でございます。

今回、少し西側に移りますが、それによって特段、移る距離も短いところもありますので、いわゆる250メートルの範囲から外れるエリアが増えるということではなく、むしろ、少し空白だったところが補われる面もありますので、少し西側に移るということは、それほど大きな支障ではないのではないかと、そういったところをこの間整理してきたところでございます。

それでは、1枚目に戻させていただきます。

項番3の最後のところでございます。今のご説明をさせていただいたところが整備構想の骨子なんですが、その整備構想を前提とした、先ほどの骨子の1ページ目の建物の断面図にありますように、実際の建物の中にこういった機能を配置していくのか、また、ボリュームが入るのかと、そういった基本計画的な検討も並行して進めております。

本日、詳細な説明は割愛させていただきますが、資料2、参考として、先日、9月に検討会で議論した際の資料をつけさせていただいております。その中には、先ほど説明した骨子案より少し踏み込んだ、いろいろな建物のパターンが出ております。これは構想が決まった後も引き続き検討していく内容ではございますが、そういったところも並行して進めながら、逆に構想の実現性を高めていきたいと思い、進めておるところでございます。

最後に項番4番、今後の予定でございます。ちょっと逆算的な話で申し訳ありませんが、今後の予定の、まず最後のところですね、本年度につきまして、令和8年3月に都市計画の変更を行いたいと今は考えております。そこから遡る形になりますが、そういう大きな、公園と敷地の入れ替えという大きな方針について、いきなり都市計画で議論する前に、まず、こういった先ほど説明した骨子案について区として固める。もちろん、その前段ではパブリックコメントもすると。さらには、そのパブリックコメントに先立って、もう一度オープンハウス型説明会をすると、そういう形で進めようと思っております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 ようやく、ようやくようやく進みそうな感じということで、本当に時間がかかったというふうに思います。

ただ、幾つかあるんですけども、この整備構想を見ると、これ、今ある和泉のプラザ

全体の機能が、これ、減るということなんですかね、図書館なり、ちょっとありますよね。
○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。この図で、少し分かりにくくて申し訳ございませんでした。現時点では、機能を減らすというのは特段考えておりません。むしろ、面積としましては従前より大きく、骨子のところに、既存と想定面積というのを入れさせていただいておりますが、既存が、この11,400平米ほどでございます。それに対しまして想定面積、今回、この絵に描いておりますのが16,500ですね。

ただ、これは和泉小・こども園と施設の建て替えの一つの要請でございます、現在、少し狭いというか、あと、この和泉橋出張所エリアの人口の将来推計を見ますと、千代田区の中でも、まだ増えているエリアという想定があります。現時点で、和泉小学校の教室がパンクしているわけではございませんが、今も、ほんの少し余裕分は設けておりますが、この建て替えが実現しましたら、当然60年、もっと言いますと、可能であれば80年ぐらい使っていくことでいいですよと、今後の人口のピークを見据えた規模に今設定しているところがありまして、まず、小学校が大きくなっています。そういったところもありまして、先ほどの既存の1万1,454に対して1万6,500と。従前、一昨年辺りまで1万5,000と説明させていただいたところなんですけど、さらに増えていますのが先ほどの人工地盤のところで、公園とまたがる領域に少し、その地域の方でも使えるような施設を入れていたり、そういう機能増加も含めて入れておるところです。

で、今ご指摘の、現在の施設の機能としましては、繰り返しますが、小学校、こども園、児童館的機能、そこにあとパークサイドと言われている機能があります。そのパークサイドと言われている機能は、実際は貸し館です。最上階にある貸館と、あと区民図書室というのがございます。図書館法に基づくものではないので、こども部のほうで扱わせていただいておりますが、実際は地域の図書館的なところ、そういった機能は、今この案にはなるべく入れようとしております。

ただ、先ほど申しましたように小学校で教室が足りなくなるということがないように、少し多めに取っている都合、今後、詳細な検討の中では、この貸し館機能ですね、貸し会議室のところは、こういった形で、その常設で設けるのか、少し、その学校が使っていない夜の時間に、ある部屋を使うのかというのは考えていきたいと思います。

当然、容積率的にはまだ余裕があるんですが、この間、ずっと特別委員会でもご報告させていただいておりますが、真北に病院がございます。こちらの病院は地域の方も使われている非常に大事な病院ですし、災害時に協力していただく病院でもございます。そちらのいわゆる入院棟が真ん中から上辺りから出てきますので、実は、この計画の中では、なるべく入院棟のところに建物が出てこないように、少し抑えながら計画しているということもございます。

ちょっと取り留めのない説明になりましたが、以上でございます。

○牛尾委員 分かりました。あそこは様々な機能があって、図書室もありますよね。ただ、和泉小学校は、現在、図書室がないんですよ、あそこ、廊下に本があるだけで。だから、ほかの小学校みたいに、まちかどと学校図書室が一体化したところがありますよね。ああいった考えも取り入れていただければなというふうに思います。

あと、この公園と入れ替えというのは、もうそれが一番現実的な話なんですけれども、その公園を入れ替えた場合、例えば、その公園のどっち側、あれは西、西側になるのか、

西側というのは道路じゃなくて、今、家がありますよね。公園を移した場合、その家々との関係ですよ。出入口なり、例えば公園で子どもが遊ぶと、やっぱり子どもの声というのはキャーキャーあって、もちろん元気だなと思う反面、なかなかうるさいというお声もあると。そこについては、いろいろ調整とかはされてはいるんですかね。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。私どももそこは非常に必要なお話だと思っております、今度オープンハウスを改めてさせていただきますが、そういった中でも、少し個別に案内を送るなどして、現在こういうふうに取り組んでいる状況ですよというのを、まずお伝えしていこうと思います。

そして、実際この公園の中のつくり込みは、どういったしつらえにするのかというのは、こちらにつきまして大きな構想は、学校敷地と公園敷地の入れ替えと、大枠として、西側のほうに公園ができていくというところは、まず固めないと、その次の設計等進んでいかないところですが、ただ、具体的にどういった公園施設をつくり込んだりということと言うと、先ほども個別の説明は割愛させていただきましたが、参考につけさせていただいています検討会の資料では、公園につきましていろいろなことがまだ考えられます。

加えまして、先に学校を建ててから公園の整備をしますので、公園の設計自体は、まだ何年も先の時点で、改めてしっかりとしていくことになりますので、そうした中で、新たに公園に隣接される方になる、お住まいの方や、場合によっては、その地権者の方にもしっかり現在の状況を説明しつつ、いよいよその設計が進んでいく段階については、当然、打合せ等をしていくことになろうと思います。

ただ、今後、公園の設計になりますので、私ども子ども部のほうで直接設計するという形にはならないかもしれませんが、現時点では、この公園と学校敷地の入れ替えは子ども部だけでできることではありませんので、部局横断的な庁内検討会を設けたり、公園に関する部会を設けて、公園管理者や都市計画を決定している部署と連携しながら今進めておりますので、今ご指摘がありましたように、いよいよ中身が決まっていく段階、または、こういう大枠が決まる段階で、しっかりと隣接の方にも情報提供していきたいと思います。

○牛尾委員 あと二つほど大きな質問をしたいんですけれども、その際、やっぱり公園、学校のほうは、ちゃんと協議会をつくって、まちの方の、あとは学校側の関係者も入れてやっていくと思うんですけれども、やっぱり公園についても、やっぱり地域の方が利用する、もちろん学校も利用するというので、やはり錦華公園では協議会をつくって、何回も話し合っ、本当にいい公園になりましたよね。やっぱりああいうふうな感じで、町の方々の声を十分取り入れて公園整備していくということについては、環まちの人になるかもしれませんが、一緒に話し合っ、やっていただきたいなというのがまず一つと。

もう一つは、協議会の説明資料の中で、この佐久間学校通り側に15メートルセットバックとあるじゃないですか。このセットバックを、ちょっと説明いただきたいんですけど。

○川崎子ども施設課長 先ほどの協議会形式、確かにご指摘のとおりでございます、ちょっと繰り返しになりますが、具体的な設計なりつくり込みが確定していく段には、当然これは環境まちづくり部さんのほうにはなるとは思いますが、東郷公園だとか錦華公園と同じように、そういう地元と議論しながらになってこようかと思います。

ただ、今、子ども部のほうで少しらせていただいております大きな構想段階でも、やはり同じでございます。学校のご意見だけ聞いてというわけにはいきませんので、先ほど少し

説明させていただきましたが、昨年度からは、学校関係者以外に少し地域の代表ということで地元の町会の方や、あと、この公園を利用されている、代替公園で使われている民間保育園の方、そういう公園利用者の方も、今の検討会の構成メンバーに入っていております。

2点目、2点目が。

○牛尾委員 セットバック。

○川崎子ども施設課長 2点目のところは、これはあれでしょうか、骨子案の1ページ目に書いてあるところでよろしかったでしょうか。

○牛尾委員 はい。

○川崎子ども施設課長 こちらは、先ほどのご指摘の公園に隣接する方に、要するに環境が変わったところについてしっかりアナウンスしたり、または協議が必要ですよねというところに関連しまして、西側のところは、もちろん直接に隣接しているところですが、南側も同じかと考えております。南側のブロック、道路を挟んで南側のブロックの方々も、今まで目の前が公園だったところに建物が出てくるという状況が変わります。

加えまして、少し、公園なのか宅地なのかで、いわゆる都市計画や建築基準法のルールも変わってくるところもございます。そういったところもありまして、従前と同じような土地利用ができるように、建物側でそこは10メートルほど、10メートル弱になるかもしれませんが、建物は建てずに、広いオープンスペースにしていこうと、そういう形で配置しているものでございます。

○牛尾委員 なるほど、つまり10メートルの空地をつくるということですよ、今、和泉公園のトイレとかあるのは、あるところが広場になるというか。あそこは道路整備したじゃないですか。そこで以前の車道より狭くなってしまって、非常に車がね、例えばバスなんか連続的に止まっちゃうと渋滞を起こすぐらい狭くなっちゃったわけです、それでも歩道は要るんですけれど。そういったところの変更というのは考えられるんですかね。

○川崎子ども施設課長 現在、頂いたご指摘に対する切り口というか視点は、今、私も持っていなかったんですが、まず、先ほどの説明の繰り返しですが、このセットバックというんでしょうかね、建物の空間を空けているところは、いわゆる歩道状空地にするということを決めているわけではなく、もう少し具体的に言いますと道路斜線制限とか、そういったものに関わる場所ですので、建物は建てないと。場合によっては少し園庭で使うかもしれませんし、施設の利用の方の駐輪スペースに使ったり、または小学校が、今この案ですと、まず階段で人工地盤に上がっていきますので、階段を下りたらいきなり道路とか、歩道上になってしまうと危ないので、そういったたまり空間ということで、今現時点では、空間は空けていますけど、あくまで施設なり、少し公園的に使う空間として、また植栽を植えたりというのをちょっと考えておりまして、今ご指摘のその目の前の道路の、いわゆるその車道だ、歩道だというその線形自体を、こちらの建物側で補おうというのは今少し考えております。

ただ、そういう渋滞とかの状況が、道路管理者のほうでどれくらい課題認識を持っているのかというのは、今頂いたご指摘を踏まえて、引き続き確認していきたいと思います。

○池田委員長 はい。どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 非常に、今まで聞いてきた公共施設づくりの中では、極めて、何というか、

よい段取りの仕方をしているなということで、感心しながら聞いていました。しかし、その時間がかかっている、あるいはこれからどうしていくかというところで、ちょっと気になることが一、二点あるので、まとめて言っておきます。ここだけで答えられないこともあるかもしれないんですけども。

まず、どういうふうにこれを参加型でやっていくかといったときに、先ほど錦華公園の事例がありましたけれども、私、錦華公園は本当に子ども参加で頑張ってやったんですけど、問題はこの学校施設、この説明書の中ではプライベート空間とパブリック空間で分けているんですけども、これ、一体的に、やっぱりデザインしたほうがいいというふうなことなんです。その一体的にデザインをできる限りしていったって、ここの場合は、もう一つポンプ場もあるわけだから、地域全体をこの見える化していく必要があるだろうと、切らないほうがいいたろうと。そのためには、専門家の中でも一番大事なのはファシリテーター、それからデザイナー、それで模型を作る。それで、模型は作ったきりではなくて、変化させていくんですよ、意見を聞きながら。場所とか植栽とか建て方とか。そういうふうなテーブルのつくり方が非常に重要で、切らないほうがいいんじゃないかということは一応投げておきます。

それと、あと公園敷地の下のほうですね、これ、今考えているのがプールと体育館の両方とも地下に入れようみたいな感じに描かれているんだけど、苦肉の策とは思いますが、例えば公園敷地、都市計画決定した後に、その公園側の地下空間を一部利用することができれば、相当楽になるんじゃないかと。いろいろ規制はあるとは思いますが、もっと言えば、もしかすると公園側から地下に入っていくような導入路があると、地域開放したときに非常にいい場合もあると、あるいは災害時にもいい場合があるとか。そういうことを、段取りを踏みながら考えていったほうがいいんじゃないかと。

結果的に、全体としてバランスのよい、本当に、どうしても千代田区の公共施設というのは威厳型というか、いかついんですよ。そうじゃなくて、やっぱり子どもたちにとって居心地のいい空間であるということに相当こだわっていく必要があるんじゃないかというふうに思うので、そこら辺を、いろんな角度からの気づきを言えるような仕立てをしていくのに、今ここまで、風の道まで考えている、こういうね、コンサルが優秀なのか、課長が優秀なのか、多分両方だと思いますけれども、ぜひ安心しないで、これまでのよかったことは引き継ぎ、失敗だったなと私たちなんかを感じていることは、ぜひ聞いていただきながら進めていただけたらと思います。

以上です。

○川崎子ども施設課長 ご指摘ありがとうございます。私どもまさに同じ視点を持っておりまして、特に今回、公園の入れ替えというところです。ざっくりばらんに言いますと、学校のために公園がというところが正直あります。ただ、結果として、公園も学校もウィン・ウィンになるように、そういう将来のいい姿を見せて、そこに進んでいこうとするしかない。そうでなければ、利用者属性がそもそも違いますので、学校の利用者と公園の利用者はかぶっているところはありますが、違うところもあると。ですから、公園にとってもいい要素がないといけないというのは思っております。

その視点で、先ほども話しましたように検討会に地域の方に入っていたり、実は、その模型というのも、オープンハウスに来ていただいた方はご案内かもしれませんが、結

構作っています。今回、オープンハウス型説明会を19日日曜日と20日月曜日に開きます。できればポスティングさせていただいて、チラシも皆様にお配りさせていただきたいんですが、ぜひ来ていただいて、いろんな意見を頂いて、そこでいろいろ、意見を頂ければ頂くほど、全部が採用はもちろんですませんが、その優先順位とか、取捨選択の目安にもなりますので、させていただきたいと思います。そこは引き続き、参加型でやっていくつもりでございます。

もう一つ、一つのアイデアとして公園の下なんかも使ったらいいんじゃないかというのは、私たちのコンサルも含めて、検討の中に当然出てきます。というのが、ボリュームが、先ほどの話のとおり病院のほうに配慮したいと思っておりますので、配慮しなければいけないというわけではないですが、当然、公共として、災害時にも協力いただいている病院様ですし、地域の方も使われている、入院される病院ですから、そこは配慮していくと。

そうすると、頭が抑えられますし、あと、地下も掘れば幾らでも掘ってもいいというわけではいけないと思うんですね。これまでの施設の例を見ても、掘る量によって工事期間と金額が変わりますので。そういう形で公園の下も使ったほうがいいんじゃないかというのも結構スタディしているんですが、参考までにスケジュールを、参考資料の最後のほうに載せております。結構時間がかかるんですよ。長い時間、公園が閉鎖されます。そうした中で、さらに公園の下にプールを造ったりとかしていくと、あの公園が再開される時期がどんどん、どんどん先になりそうだとこのところ、今の時点では、あえて、この公園にも今のパークサイドプラザを解体・除却しなければ、あの公園は復活しないんですけども、そこから先に、またそこで新たな建設行為とするのは、ちょっと、その公園の再開の時期からすると難しいのかなと今は考えておまして、何とか、その新しい施設のほうにちょっと集約しているという状況でございます。

ただ、もちろん、基本計画は今並行して検討していますので、引き続きベターなものは考えていきたいと思っております。

以上です。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 ご説明ありがとうございます。

資料3-1なんですけれども、2の地域との検討のところなんですけど、毎回検討されたときに議事録等出ていると思うんですけれども、区民の方々からのご意見をまとめて見られるようなところって、あるんでしょうか。

○川崎子ども施設課長 はい、ございます。今、区で、この和泉整備に関してのホームページの、ウェブ上のページを立ち上げております、区のトップページからももちろん入れるところに。そちらに、今お話がありました各検討会での議事概要、あと、オープンハウスや個別ヒアリングの実施状況、また、そこで頂いた意見、今度開きますオープンハウスの案内のチラシ、こういったものを一覧で載せております。

加えまして、広報的なことと言いますと、今度のオープンハウスは区の広報紙にも少し案内を載せようと思っております。

ご説明は以上でございます。

○ふかみ委員 ありがとうございます。

もう一点ご質問させていただければと思うんですけれども、先ほどの参考資料のところ

のスケジュールなんですけれども、先日、暫定活用財産についてご質問させていただいたんですけれども、代替施設、代替用地の確保と段取りなんですけれども、このスケジュールの中でどのポイントになりますか、どの項目になるか教えていただければと思います。

○川崎子ども施設課長 今回の和泉整備につきましては、少し繰り返すにはなりますが、仮の施設を通常は小学校などの建て替えの際には、プレハブの校舎をどこかに建てて、郊外の普通の学校でしたら校庭に建てて、そこに数年間引っ越しして、もともとある校舎を建て替えて戻るということでございます。千代田区ですと、その、学校の敷地内にプレハブを建てる場所もなかなかないので、過去、九段小にしてもお茶の水小学校にしても、先ほどお話しした暫定活用財産と言われている旧九段中を仮校舎で使ったりしておりました。

ただ、今回は、隣の和泉公園の場所にいきなり新しいのを造って。ですので、もちろん授業を受けながら隣で工事をしていたり、または引っ越しした後に、今のパークサイドを壊したりするので、学校の授業には音や騒音の影響はあろうかと思いますが、ただ、仮校舎で5、6年、5年近く、場合によっては6年ぐらい、ずっと仮校舎のままで新しいところへ行けないということにならないようにしているところでございますので、先ほどご指摘の暫定活用財産を使うという前提にはなっておりません。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

○ふかみ委員 はい。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）の和泉小学校・いすみこども園等施設と和泉公園との一体的整備についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時47分休憩

午後 0時38分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

報告事項を続けます。次に、（3）九段中等教育学校における35人学級の実施について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 それでは、九段中等教育学校における35人学級の実施につきまして、教育委員会資料4に基づきましてご報告させていただきます。

項番1、概要でございますが、令和8年度からの公立中学校・中等教育学校前期課程における35人学級の実施に伴い、区立九段中等教育学校の学則に定められている生徒定員について、各学年4学級160人から各学年4学級140人に変更するものでございます。

なお、後ほどご説明する九段中等教育学校入学等あり方検討会で、多数の関連資料を配付して検討いたしました。本日、項番2以降でご説明する内容につきましても、検討会資料をご確認いただけるよう、資料の2ページ、最後となりますが、項番6に参考といたしまして区のホームページをリンクしておりますので、必要に応じてご参照いただければと存じます。

それでは、項番2、変更に至る経緯についてご説明いたします。

初めに、国の動向についてですが、平成23年に35人以下学級を推進するため、公立

小学校1年生の学級編制が40人から35人に引き下げられました。その後、令和3年には約40年ぶりに公立小学校の学級編制の標準を一律に引き下げることとなり、学年進行により、40人から35人へ段階的に引き下げる措置が講じられ、令和7年度は6年生が35人学級となり、今年度までに小学校の全学年が35人学級となりました。

さらに、2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正案を2026年通常国会へ提出すると明記された「経済財政運営と改革の基本方針2025」が令和7年6月に閣議決定されました。

次に、東京都についてでございますが、本年7月の本委員会でご報告させていただきましたとおり、本年6月に東京都教育委員会教育長から、区立中学校、中等教育学校前期課程において、令和8年度から段階的に35人学級を実施するため、学級編制を適正に行うよう通知がございました。

この対応といたしまして、都立中等教育学校の令和8年度募集の状況でございますが、令和8年度東京都立中等教育学校入学者決定に関する実施要綱が東京都のホームページ上で公表されており、生徒募集人員は10月発表予定としながらも、令和7年度現在の学級数で35人学級となる募集人員を定める予定と記載されているところでございます。

次に、九段中等教育学校の成り立ちの部分に触れますが、都立から区立へ九段高校の移譲に際しましては、同窓会の意見を踏まえて条件整理されました。その中で、活力ある九段高校の生徒像の維持の観点から、一定の学級規模を確保することなどとして「都立の中等教育学校と同規模とし、1学年150名～160名程度とする」ことや「区立と都民の比率は1：1を目途とする」こととされました。

東京都の状況や九段中等教育学校の現状を踏まえて、学級数や定員について検討する中で、本年8月に開催した「千代田区立九段中等教育学校入学等あり方検討会」においても、学識経験者だけでなく、同窓会からのご意見を伺うため、九段中等教育学校同窓会理事長及び九段中等教育学校学校経営評議会会長にも出席いただきました。検討会では、都立の中等教育学校と同様に、現状の学級数で35人学級を編制することに伴い、生徒定員を160人から140人へ見直す可能性についてもご理解を頂きました。

項番3では、検討会での主な意見について記載しております。

まず、九段中等教育学校、学校側の意見でございます。まず、現状として、校舎及び校庭については、授業はもちろん学校行事や部活動を全6学年で工夫しながら運用している状況であること。施設面において、学級数を増やすこととなった場合に、現校舎内に前期・後期合わせて普通教室6室を確保することは極めて困難であること。そして、少人数授業の展開に講義室等を活用しており、学級数を増やす場合は、それに伴い少人数教室も更に確保する必要があるため、授業展開に支障が生じる可能性があること。これにつきましては、校舎の内部情報のため公表しておりませんが、現在の授業での施設の使用状況について、具体的な図面を提示して説明がございました。また、区民枠と都民枠の割合については、現状どおり1対1を維持してほしいことなどの意見がございました。

次に、同窓会等からのご意見についてですが、法改正の趣旨や35人学級の実施により、生徒の学習環境が向上することなどは理解できたとのこと。高い教育水準を維持・向上するための、様々な授業カリキュラムや少人数授業展開等を行っており、今でさえ工夫して

教室を使用している現状においては、新たな教室を確保し、1学年5学級とすることはできないということが理解できるということ。また、区民枠と都民枠の割合については、移譲の条件を誠実に履行してほしいというご要望も頂きました。

次に、項番4、規則改正についてでございます。

冒頭でもご説明いたしました、九段中等教育学校の学級数や生徒定員は、教育委員会規則「千代田区立九段中等教育学校学則」に定めているものでございます。ここまでご説明してまいりました経緯や検討会での意見及び学校の現状等を踏まえまして、生徒定員を140名とすることにつきましては、千代田区立九段中等教育学校学則を改正する必要があります。そのため、本年9月9日の教育委員会第15回定例会でご審議いただき、ご議決を賜ったところでございます。

項番5、今後の予定でございます。

「令和8年度九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱」の公表ですが、本年10月1日に区ホームページ上で公表の予定でございます。出願期間は令和7年12月18日から令和8年1月16日まで、適性検査は令和8年2月3日、合格発表は2月9日の予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 検討会での主な意見のところで確認させてください。学校側についても同窓会等についても、区民枠と都民枠の割合については、現状どおり1対1の移譲を求めるといことなんでしょうけども、こちらの背景、理由というのはいかがなんでしょうか。その移譲条件を誠実に履行してほしいと。これはどういう理由でこうしてほしいと言っているんですかね。一定のレベルの維持なのか、その辺りの背景を教えてください。

○清水学務課長 移譲のための条件について、東京都のほうで検討会を当時立ち上げまして、そこで同窓会からの意見として、九段高校の活力ある生徒というところで、区立になります、都民も半分程度は、半分半分ですね、1対1をめどとして、都立の生徒を入学させてほしいというところではございました。

○おのでら委員 その20年前の条件を守らないとどうなるんですかね。それを前提に学校側は続けてほしいと言っているし、同窓会側もそういうふうに言っているということなんでしょうかね。もう20年でいろいろ事情も変わっているとは思うんですけども、その辺りいかがですか。

○清水学務課長 現在、区立の学校というところで、区としてこういった形で生徒を募集するか、定員にするかというところで、実際はそこところは区のほうで検討をして、結果をこういった形にするかというところの結論を出す必要があるというところで、検討してきたところでございますが、東京都にもその辺りのところを確認しておりまして、そこはやはりそういった検討会等で意見を聞いた上で、決定していただければよいのではないかと、同窓会のほうからも学校のほうからも、そういった要望というところで決定したものでございます。

○おのでら委員 すみません。ちょっともう一度確認なんですけども、その検討会の中で1対1にこだわる理由というのは、一番の理由というのはどこにあったんですかね。その都からの移譲条件だけをただ言っているのか、それとも学生のこういった人が集まってい

るのかとか、そういったところをすごく重視されているのかとか、その辺のちょっと理由はよく分からなかったので、教えていただいてよろしいですか。

○清水学務課長 やはり都立にも中等教育学校5校ございまして、そういったところとの連携ですとか関係性というところで、学校のほうからは、やはり都民の生徒をというところを今まで同様、1対1の割合で入学させてほしいというような意見がございました。

一方で、同窓会のほうからは、やはり、そうですね、もともとの九段高校というのが都立だったというところから、やはり当時、移譲の条件として、1対1というところをやはり今後もその条件、移譲の際の条件を引き続きそういった形で継続してほしいというものでございました。

ちょっとお答えになっているか。すみません。

○池田委員長 ちょっと補足で、教育担当部長。

○大森教育担当部長 ちょっと補足をさせていただきますと、一つは、学校側としたら、今はちょっと区民枠、都民枠、倍率が縮まってきましたけども、当初はやっぱり都民枠が10何倍とかというすごい競争でした。結果、やっぱり競争が働くんて、入学当時はやっぱり都民枠のほうが学力が高いとかという状況です。ただ、6年の間に、内部生というか、区民枠の人もどんどん成長します。ただ、総花的に、全体的に、今、都民枠の生徒さんが学校の学力を底上げしているという認識は、学校としたらございます。ですので、都民枠を減らさないでほしいという主張だと思います。

一方、同窓会としたら、20年前の都立高校を区に移譲する際に条件をつけられていますので、同窓会でも、やはり全都的なメンバーで構成されています。当時の高校とかOB会もそうです。それを千代田区だけでじゃなくて、やっぱりオール東京で維持してほしいというのの折り合いの地点が1対1だったというふうに認識しています。

それで高校部分を譲り受けているので、それは引き続き、要はお約束ですよと、約束なんだから約束は履行してくださいという主張です。

○池田委員長 おのでら委員。

○おのでら委員 今、部長おっしゃられたとおり、10年前の倍率とかを見てみると、例えば区民枠ですと1.6倍で、都民枠は10倍ぐらいになっていると。それが今や区民枠は2.3倍で、すごい増えて2倍以上になってしまったと。都民枠については3.6倍まで落ちている。都民枠については、ほかの都立学校も含めて、どれも低下傾向にあるんですね。その20年前の縛りというか、それをいつまで履行しなくてはいけないのか、そういったところもあると思うんですけど、やはり千代田区として運営しているということもありますので、区民の方で入りたいという方が多い現状を踏まえると、そこは少し若干、今後見る必要があるんじゃないかな。緩和するのも一つなのかなとは思っているんですね。

実際にその移譲条件を見てみると、1対1程度みたいな形が書いて、必ずしも1対1にしろとは書いていないわけですね。ですので、その辺りは、前年度ですとか過去3年とかを見て、少し緩和するなり、そういったところでまた学力がどういうふうに底上げされるのかとか、そういったところを見るのがいいのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○大森教育担当部長 ご指摘のとおりで、学校の思いだとか同窓会の思いは、一応受け止めさせていただいています。

ただ、やはり行政としたら、おっしゃるとおり、区立で、基本的には区の税金で運営しています。それをやはり譲り受けるお約束とは言いながら、やっぱり20年も前ですので、やっぱりそこは、本当におっしゃるとおりですね、1対1を目途という中で、1ミリも変えちゃいかんのかというと、そうは私は思っていません。ただ、いきなり、やっぱり議論があったり話し合いがあったりして、そういう合意をしてから変えていかなきゃいけないと思っています。ですので、ちょっと後ほど議事録を読んでもらうと、私もそういうような主張をちょっとさせていただいているところでございます。

○おのでら委員 そうですね。給食費無償化の問題もあると思うんですね、無償化しているのは都民枠の方も、今、無償化している状態なので、そういった問題もあるので、今後とも検討いただければと思います。

あともう一つ、適性検査の日にちなんですけども、次の来年も2月3日ということで、ほかの都立学校と同じ日にしていると。ここは、以前も質問させていただいて、そのときはお答えいただけていなかったと思うんですけども、何かこういう縛りみたいなのところ、移譲の条件の一つとしてほかの都立学校と同じにしないといけないのか、そうでないのか。もう前回も申し上げたとおり、2月3日でなくて、ほかの日、2月4日とか5日とか、後倒しにすることによって、区民の重複受験する方もチャンスが広がりますし、都民の方についても、ほかの都立学校と同じ試験日でなくなるので、倍率というのが3.64からまた上がっていくと。つまり10年前とか20年前の状況に倍率が近づいていくのではないかなと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 今のおのでら委員のご質問でございますが、こちら2月3日の適性検査の日にちについてはですね、開校当時、当初から東京都のほうとの約束事になっておりまして、同日に行うということが、現在も取決めとして有効になっているというところでございます。

それと、私立学校協会のほうとも東京都のほうが協議をして、それで東京都立も千代田区立の九段中等も2月3日に適性検査を行うというふうな流れで現在まで来ているところでございます。

○おのでら委員 それはもう、取決めというのは変えることはできなくて、もうそれでやるしかないということで、今後も行かれるということですよ。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 現在のところ、その約束事は有効でございますが、必ずですね、今後も未来永劫にその縛りがあるかということ、そこは協議する余地はあろうかと認識しております。

○おのでら委員 都立学校の人気ですとか、あるいはほかの中学受験の状況とか、そういうのいろいろあると思いますので、その辺り勘案いただきながらご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 そちら、ただいまのご指摘につきましては、今後、東京都の教育委員会などとも情報共有、交換をしながら、検討課題として受け止めさせていただきたいと思います。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、単純な質問なんですけれども、1対1と言いますが、35人だと1対1にならないですよ。ここは例えば34にするとか36にするとか、そういった検討

というのはされなかった。

○大森教育担当部長 1クラス35人学級で4クラスあるんで、140人です。ですので、70人、70人の1対1です。

○牛尾委員 70人。はい、失礼しました。

あと、検討会の主な意見ということでは、学校、同窓会もこのような意見が出ていますけれども、おおむね1クラス35にするということは、もう学校側も同窓会側も、もう賛同されているということでよろしいですか。

○清水学務課長 この35人学級の実施については、今ご説明したとおり、国の方針であったり都の方針も含めてご説明したところ、ご理解いただけたというところでございます。

○牛尾委員 あと、いま一つ、保護者、PAとかおやじの会もありますよね。そういったところについては、説明とかされたりは、されているんですか、それとも、いかがですか。

○清水学務課長 保護者というのは、現在の中学校、中等教育学校に在籍する保護者に対してということであれば、まだ今の段階では法改正がこれからでございますし、今のところ、まだご説明というのはしていない状況でございます。

○大森教育担当部長 保護者全般には、今後、学校側から説明あるかと思いますが、例えばPAに関しては、PAの会長さんが学校経営評議会のメンバーです。PAの会長さんのいる学校経営評議会で説明をさせてもらったり、PAの会長じゃないですけど、学校経営評議会の会長に検討会に出席していただいているんで、組織としたら、学校、PAの会長を含んだ学校経営評議会にはご理解いただいているものというふうに捉えております。

○池田委員長 はい。

ほかはいかがですか。

○小枝委員 私も基本的な方向はそうなんだろうとは思いますが、私がはっと思いましたのは、令和6年に男女枠を撤廃したというときに、私は結構こっぴどく言われた件がありました。何かというと、男子の親なんですね。それも何か、発表が10月1日とかすごいぎりぎりだったらしくて、結局、子どもたちってどこの学校に行こうかというときに、塾の行き方まで変わるわけなんですよ。そうすると、何年も前から九段中等を狙っている子どもたちは、九段中等の、いいかどうかは別にして、そこに向かって夢を描いているのに、急にそうされたときに、やっぱり向かうモチベーションがぐっと下がるらしいんですね。気の毒だなというふうに思って、結果どうだったかはちょっと聞いていないんですけど、そういう子どもの心理を考えると、何らかの方法でクッションというか、移行のやり方についての工夫が必要だと。

都民枠と言った場合は、それほどのインパクトはないかもしれないけど、区民枠と言ったときに、やっぱり分かっていうわけですよ。そこら辺の、結局、周知が結局今頃であったりとかということを見ると、これでたったとやってしまうのは、若干、区民、ここに希望を抱いて、一生懸命4年生辺りから勉強してきている子にとっては、冷や汗ものだろうというか、親にとっても切ないなというふうな思いがあるので、そこは何らかの経過措置でもいいので、配慮がやっぱり必要なんじゃないかと。PAの代表がいます、〇〇は知っていますという話だけじゃなくて、やっぱり生身の子どもたちの現段階の心理ということや親御さんの心理を考えると急激過ぎるのではないかというのは、とても、たかが中学というふうにはならないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうかね。

工夫の仕方、どういう工夫があるのか、行政側に私も立ってみないと分からないんですけども、できるだけ、ない、マイナスインパクトを減らすという工夫ですよ。だから、長期的には1対1にするが、今、移行期は少し緩和させてくれとか、うん、何かちょっと今瞬間的には分かりませんが、一般的にはよかろうと思われる男女枠でさえ、ああいう苦情に行き当たった私としては、何となくそれと今の状況はもう少し深刻だなというふうに思ったということは伝えておきたいと思います。いかがでしょうか。

○清水学務課長 東京都のほうでも、募集要項のところに、決定という形ではないですけども、募集人員を35人学級で同じ学級数ということだと、募集人員が減るという形の予告といえますか、そういったことをしておりまして、区のほうでも、九段中等教育学校の入学者決定に関する実施要綱というのをホームページ上に、通常10月上旬にアップしているんですけども、ちょっと早い段階で、決定ではないところですので、東京都と同じように、35人学級で同じ学級数になる募集人員を定める予定ですよというのは、ホームページ上では周知しているところでございますが、そこが十分ではないということもあるかもしれませんが、こういった形で周知するところが精いっぱいといえますか、まだ決定していない段階でしたので、そういった形で周知してきたところでございます。

○小枝委員 区のほうが何かサボっているということをおっしゃっているのではなくて、東京都も広報していたから、何だろう、予測可能でしょうということをおっしゃったのかな。あとは、区のほうも少し早めにホームページには出したんですよということをおっしゃったのかな。と、保護者宛て、学校見学会って、もう8月とか9月にやっているじゃないですか。ちょっと今、直近が分からないけれども。だから、それこそ熱心な親御さんはどうなのかなと。区が大丈夫ですよと言うんだったら大丈夫なんだろうけれども、ちょっとね、心配は残るなというふうに思うので、かたくなにならないほうがいいんじゃないか。1学級増やすのは無理だよという話でしたよね。それはもう積み上げた検討の結果で、何だっけ、ふじみこども園のところを何とかするとか、周辺の部屋を借りるとか、もうそれは無理なんだろう、今は無理なんだろう。

だから、今すぐ何をどうしようということとは言えないけれども、都民の枠が80から70になるよりも、区民の枠が80から70になるほうが相当痛手は大きいだろうということは、とても感じるところをまず、もちろん行政のほうも感じていらっしゃると思うので、そこはやっぱり経過措置、どうせ今は経過中なんだから、いいことを進めていくプロセスにおいて、悪いことをできるだけ取り除いていくような、何かしらの努力は必要なんだろうということを感じるので、一応それ、そこはもう私はもう投げかけるしかないんで、やっぱり努力をしてもらいたい。そこはもう調整力であたりとか、いろんな、菊友会さんとかにお約束もありますから、その方向はお守りしたいのですが、ちょっと急激に変わらなきゃいけないところの対応は一定程度必要だと存じますので。

言い方はいろいろあると思うので、とにかく現場において可能な限りのクッションに行政がなってくると、親御さんのほうも心が少し落ち着くんじゃ、あと子どもたちもね、やっぱり、それだけ九段って人気があるということだと思うんですよ。何だろう、英語が得意なのか、何かやっぱりここを出るとみんな元気になるということだね、人生——いい学校なんですよ。それは千代田区が頑張ってやってこられたことなので、一つ一つ進めるに当たって、丁寧にやっていてもらいたいというのは、切に願うところです。よろし

くお願いします。

○大森教育担当部長 小枝委員に今ご指摘いただいた部分、私も相当悩んだんです。悩んだんですが、結論から言うと、もうその募集要項は、もう10月1日に公表されます。そこにはもう人数だとか比率も出ています。ですので、それとか、あと経過措置ですね、経過措置の今は40人なんです、それを35人に下げる。じゃあ、38人、37人とかというそういう経過措置も、法的にもう来年の通常国会に学級編制35人というのは出る予定ですので、法的に減らしていく段階を、というのがなかなか難しいと思います。とか、1対1の部分で——いや、私も思ったんです。思ったんですが、先ほど来移譲のときのお約束を一方的にその割合を変えるというのも、この瞬間、なかなか難しいところだと思います、今この時点では。

ただ、先ほどおのでもら委員にご説明したとおり、長期的に1ミリも変わらないというふうには私は思っていないので、そこは時間をかけて要協議かなと思っています。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 様々なご意見が出たので一つだけ確認したいんですけども、やはりこの九段中等教育学校というのは、先般も質問させていただきましたけれども、アメリカのGoogle本社に研修に行ったりとか、物すごく幅広く子どもの成長に関わっている中で、人気が高いというのはもう皆さん承知のことで、今後1学年5学級になることが難しいという、今はそういう判断ですけど、5学級、6学級というふうを増やすことは、場所的に難しいかもしれないけれども、それこそ未来永劫、そういうような考えはないですね。その望みを持たせてあげてほしいんですよ。できないことをできるとは言えないとは思いますが、やはり人気があって、もちろんその区民、都民粹で1対1というのは、もちろん1ミリも変えられないということはない。ただ、その1学年の数を増やすというところはどうか。そこだけ確認させてください。検討されているのかどうか。

○清水学務課長 そうですね。現段階では、施設的にやはり5学級というのは難しいというところでございます。

将来的なところについては、今の段階で今後も確実に増やさないとか、どうするということは申し上げられないところでございます。状況に応じて、そのところは、このまま今後ずっとこの定員でこの学級でやっていくという、いつまでどうというのは申し上げられないところでございますので、そうですね、来年度からこういう形に変更するということで、ちょっとその先というのは、やはり状況等を見ながら、時代に応じてといいますか、そういったところで検討していくことになるかなというふうに思います。

○大森教育担当部長 すみません、補足をさせていただきます。

現時点で学校から伺っているのは、やはり今の教育プログラムの中で、あれ、いろんな教科で少人数展開というのをしているそうなんです。1クラスを二つとか三つに分けて丁寧な授業をしているという、いろんな部屋を使う。いろんな部屋を使うという中で、今、4クラスでそれが各学年で全部のクラスで同時にそんなことはやっていませんけど、その部屋を可能な限り使って、いろんな学年のいろんなクラスでそういう少人数授業の展開をしているという現状だそうです。

それを5クラスに、今、4クラスを5クラスにしたら、そもそも学校の中にクラスを増やす物理的空間はないのと、あと、少人数授業展開にも支障が出ると。それはつ

まり、そういう丁寧な授業展開の中で学力が上がっているのをちょっと一定程度下がっちゃうかもしれないという懸念があるそうなんです。ということで、今の建物、今の校舎の中で、クラスを増やすというのは大変難しいと思います。ただ、これが、何年先か分かりませんが、校舎の建て替えだとか大きな改修だとか、何か大きな節目で、もう一回そこにチャレンジするということはあるのかもしれないというふうに思っています。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（３）九段中等教育学校における３５人学級の実施についての質疑を終了いたします。

次に、（４）不登校対応への取組について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、不登校対応の取組について、教育委員会資料５に基づきましてご説明申し上げます。

まず、項番１でございますが、これまで区としましては、不登校対応としまして、はくちょう教室、あとスペシャルサポートルームの設置、バーチャル・ラーニング・プラットフォームの開設、あとフリースクールとの連携という、四つの柱で進めてきたところではございます。

この取組の成果としまして、誰一人取り残さない学びの保障というのが進んでいき、令和６年度の不登校者数は、５年度に比べると約１割程度減っているというような状況がございます。しかしながら、今般、不登校対応施策の一層の充実を図るべく、これらの今までの取組に加えまして、新たな学びの場の確保としまして、区立中学校１校に、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「不登校対応校内分教室」——仮称でございまして——の開設に向けて、準備を進めていくこととなりました。

項番の２をご覧いただければと思います。

設置する予定の不登校対応校内分教室についてでございますが、通常学級とは別に、この教室に正規教員を複数名配置しまして、実態に応じた生活時程で、個別学習だとかグループ別学習だとか、そういった指導方法だとか指導体制を工夫しまして、この教室に在籍する生徒が学習内容を身につけることができるようにするものです。

また、この教室に入級することによりまして、在籍する生徒の登校日数がそれ以前の年度に比べて増加することにつなげていければというふうに考えております。

項番の３でございますが、設置予定の学校としましては、神田一橋中学校でございます。

項番の４になりますが、その中学校の校内に学年ごとに１教室ずつ開始する予定です。

項番の５になりますが、対象は、不登校又はその傾向が見られる生徒としております。

開設の時期ですが、項番６にございます令和８年度４月１日から開設というふうに考えております。

今後ですが、東京都とのやり取り等も踏まえながら、また、既にこの取組を実施している地区も幾つかございます。その取組を参考に、教室の開設に向けて、より詳細な部分を詰めていきたいというふうに思っております。

本件についてのご報告は以上です。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 小学校のご父兄の方から、ちょっと問合せを頂きました。SSRについてなんですが、不登校のお子さんに占領される状態で、小学校なんですけれども、完全な不登校ではないんだけどなかなか学校に行けないというお子さんがSSRを使いたいというときに使えなくて、家に帰されたという例が何度もあるらしいんですね。これの不登校の、この分室という、今回の不登校者用の部屋というのを設けたというのは、その辺の対策というのもあるんでしょうか。

○上原指導課長 対策でございますか。

○白川委員 要するにSSRが不登校……

○池田委員長 白川委員、もう一度、今。

○白川委員 もう一度言います。ある小学校のご父兄の方から、SSRを使いたいということなんですが、要するに完全に不登校のお子さんに占領されている状態で、子どもが一生懸命学校に行っても家に帰されてしまうと。毎回そういうことがあるらしいんですね。じゃあ、まず、この問題って、把握なさっていますでしょうか。

○上原指導課長 それぞれの学校等の設置の状況等で、そのような事案というのはあることというのは、少なからず聞いているところでございます。そういった事案をちょっと把握しましたら、こちらとしまして、学校のほう、状況把握を改めさせていただきまして、必要な助言等をしているところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。

今回のその取組というのは非常に素晴らしいと思いますので、要するに完全に不登校のお子さんというのを対応できる部屋というのがあれば、本来のSSRの機能というのが果たせるのかなと思ひまして、今後これを広げていく可能性というのはありますでしょうか。

○上原指導課長 今回、この校内分教室でございますが、不登校の子だけでなく、対象というだけではなくて、その傾向にある子ということも一つ対象としております。

今まで四つの取組ということで、不登校のお子さん、不登校傾向のあるお子さんで、はくちょう教室に行くだとか、あとスペシャルサポートルームに行くだとか、お子さんによってはフリースクール等へ行かれているところもあるんですが、その中でさらに一つこういった形を追加することによって、新たな学びの場として十分確保できるということで、いろんな選択が恐らくあるかと思ひますので、その一つとして期待しているところです。

この拡充というところに際しまして、今後のその状況と、まだ開設していないところですので、そういったものも踏まえながら、また併せてスペシャルサポートルームとかはくちょう教室のその辺りの利用状況等も鑑みながら、どのようにしていくかというのは検討するところかというふうに思っております。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 まず、これ、設置予定校が神田一中ということですが、対象者は不登校、不登校傾向が見られる生徒とありますが、これは一中の生徒が限定ということですか。

○上原指導課長 区立中学校に通うお子さんが基本でございます。ただ、補足を申し上げますと、神田一橋中学校にいわゆる教室として設置しますので、ほかの、他校に通学しているお子さんでこの教室に入りたいという、入級したいという場合、神田一橋中学校に転入という形で処置をさせていただくことになります。

○牛尾委員 つまり、転校してもらって、一中の生徒になっていただいて利用するということになるわけですね。

そうなった場合、例えば麴町のお子さん、それまでの成績とかがあるわけじゃないですか。そういうのは、転入するということは引き継がれるということになる。でも、お子さんの場合は、親御さんもそうでしょうけど、麴中のままだいいんだという場合だってあり得るわけじゃないですか。そういったところの対応というのはどうなんですか。

○上原指導課長 今回、分教室として一つ設置させていただくという意味合いとしまして、神田一橋中に、いわゆる、今、麴町中学校で実は設置できない理由等がございまして。というのはですね、麴町中学校に、今、不登校巡回指導教員というのが加配されている状況です。そこを加配されている学校については、この教室は設置できないという東京都の要件が一つありまして、その要件はどうしてもものむ必要がございますので、神田一橋中学校にさせていただいています。

今、麴町中学校の生徒さんがどうしても神田一橋中学校ではというところも当然考えられるところはございますが、今、そういった条件の中でございますので、入級に関しまして、その辺りしっかりちょっとお話をさせていただきながら、納得できるような形で、その子にとっていい教育ができるような場を提供できればというふうに思っております。

○牛尾委員 何で東京都はそういう対応をするのかよく分からないんですけども。

あと、今は、ちゃんとSSR、神田一中にもありますよね。SSRとここの教室との違いというのがいまいち見えてこないんですけども。例えば、ここでちゃんと時間割も設けて授業も行うというんであれば分かるんですけど、見たところ、個別学習、グループ別学習ということだから、別に時間割を割いて授業をやるわけじゃないかと。だとすると、今のSSRもちゃんと学校のほうにこういったプログラムでやりますよというのを提出しないとSSRを入れてもらえないということらしいんですけど、この違いというのはよく見えないんですけど、そこはどう。

○上原指導課長 こちらの分教室に関しましては、しっかりした教育課程に基づいて行っています。いわゆる1時間目というか、登校時刻等も少し弾力的にしていますが、ある程度の時間割を組んだ中で、カリキュラムの中で学習を進めていきます。そういった意味で、正規教員が配置されるというのはそういった意味でございまして、スペシャルサポートルームというのは、また誰もが利用できるような一つの空間として設置していますので、そこは大きな違いがあるというふうにご理解いただければと思います。

○牛尾委員 ああ、分かりました。はい。なるほど。じゃあ、つまり、ちゃんとどういう授業をやるか分かりませんが、カリキュラムを組んで授業をやって、しっかり成績も見えていくというような、要するに通常教室というのはなかなか入れないけれども、ここだったら授業を受けて、テストも受けられると、成績もつけられる、そういうイメージでよろしいんですかね。

○上原指導課長 評価について、定期考査等について、その生徒さんとかの状況に応じて十分相談しながら進めていくところはあるかと思うんですが、通常、中学校の場合、年間1,015時間の時間配当をしています。例えばこの教室に、例えばですけど、まだ詳細は決めていませんが、例えばですが、この教室に行く子は665時間前後の中で、ゆとりある少し時間を設定して学習に取り組めるような、そんな状況を進めています。

場合によっては、学習状況に応じて、入級する生徒さんによっても学習の状況が様々かと思いますが、そちらもまず入級に関しまして十分把握させていただいて、どのようなふうに学習を進めていくかと、本当にこれは、これこそ個別に相談させていただきながら、場合によってはグループ学習が必要だったり個別学習が必要だったり、その子に応じた指導というのをやれるように、これからちょっと、詳細をさらに詰めていきたいというふうに思っております。

○牛尾委員 最後。学年ごとに1教室ということで、3教室必要だと。これ、スペース的には、3教室設けられるスペースはあるんですか。

○上原指導課長 一番そこが気になったところなんですけれども、十分確保できているところで、設置のほうを進めていこうというふうに考えています。

○池田委員長 はい。

ほか、よろしいですか。ふかみ委員。

○ふかみ委員 不登校、校内分教室という仮称についてご質問させていただきます。

仮称ですので杞憂にすぎないかと思いますが、名前をつけるときに、こういった、課題であるとか属性みたいなものではなく目的ベースに使われることによって、その方たちが恥ずかしいという感情を持たずに生き生きと学習していただきたいと思うんですが、こちらはいかがでしょう。

○上原指導課長 そうですね、スペシャルサポートルームだとかはくちょう教室だとか、そういったいわゆる教室名と同じように、何かしらそういったところで、配慮ではないですけども、子どもたちが安心して学べるような、そんな名前からして雰囲気がつくればいいかなというふうに思っておりますので、ご提案いただいたところで十分踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 先ほどから様々な質問も出ていましたけれども、この不登校対応校内の分教室と、またSSRの違いというのは、丁寧にまた保護者の方にも説明していただきたいなと思いますし、もちろん多分分教室を使われている方でも、途中でSSRに行って、そこでまた行ったりとかという形もできると思うので、そういうことも踏まえて、また説明をしていただきたいというふうに思います。

あと、先ほど言っていた、麴町中学校の方が行きたい場合は転入するという形で、やっぱり学校選びも、やっぱり様々皆さん検討して、麴町へ行くか、神田一中へ行くかって、決めていると思うんですね。だから、多分こういう不登校の可能性もあるとあって心配されている方もおられると思います。そういう意味では、そういう、転入しないといけないということも、ちゃんと入学前にしっかり伝えられるような、説明できるようにしていただきたいなと。そういうことを知らずに麴町中に行っていて、使いたいからそっちに転入しないといけないとかなったときも、やっぱり、どうしようと悩まれる方もおられるかもしれないので、そこも丁寧に説明していただきたいと思います。

あと、1点、戻る、戻りたいという場合ですよ。普通の教室、ふだん教室の事業の形態に戻りたいと思われた場合の対応も検討が必要だと思いますが、その点もまた教えていただければと思います。

○上原指導課長 まずですけども、説明というところで、当然丁寧な説明というのは必要

かと思えます。今回、開設に当たりまして、既にリーフレット等、作成のほうを進めておりまして、併せて保護者向けの説明会を2回開催する予定で、現在動いているところです。そういう中で、様々な保護者の方の不安な点だとかそういったものを拾い上げながら、また個々に多分ケースが様々あるかというふうに思いますので、入級に当たってのご不安だとかそういったところは相談に応じて進めていければというふうに思っております。

また、スペシャルサポートルーム等との併用という形は、当然、できて当然ですし、また退級に関しましても、また、元の学校にと、麴町中学校のほうに戻るか戻らないかというところも、ここは本当に、必ずそうですよというところはここでは言いづらいんですけども、個々の状況で十分相談に応じながら、その間、その子の学びの場がどこにあるかというところをしっかりと踏まえながら対応できればいいかなというふうに思っております。そういった、少し柔軟な対応ができるように、今後この対策、対応というところをしっかりとやっていきたいというふうに存じます。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 一点だけ確認したいんですけど、確かにSSRとか、いろいろはくちょう教室もあって、今回は都のほうでも推進していると、不登校対応校内分教室ということで、まあ仮称ですけども、いろんな事情があって当然だと思うんですね。やっぱり、国とか都の条件が違うわけで、それぞれの事業を補わなきゃいけない。そうやって補足していく中で、こういう事業も生まれてくる。重なる部分もあって、当然だと思います。また、年齢等も違うでしょうね。この件に関しましては、もう、もともと例えば麴中に行っている人が、この神田一中に、もう異動しなきゃいけないものなんですが、その、居ながら、麴中に居ながらここに通うというわけにはいかないんですか。それだけ、ちょっと確認をお願いします。

○上原指導課長 はい。こちらの制度上、校内にある、いわゆる通常の学級と同じ学級の扱いになりますので、転入でその学級に所属するという形を学籍上取らなくてはいけないという制度になっています。なので、どうしても、転校という形、転出という形は取らざるを得ないというところをご理解いただければと思います。

○池田委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）不登校対応への取組についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）指定管理者施設に関するモニタリングについて、理事者からの説明を求めます。

○小目高齢介護課長 それでは、指定管理者施設に関するモニタリングにつきまして、保健福祉部資料１－１から３に基づきご説明いたします。

保健福祉部資料１－１をご覧ください。項番１、モニタリングの全体像でございます。

本区では、指定管理者制度を導入した施設の適正な管理運営に万全を期すため、大きく分けて、三つの柱から成る取り組みを実施してございます。１点目に、区としての責任遂行として、各種の計画、報告の確認等でございます。２点目に、区民・利用者視点として、利用者懇談会等による声の把握と反映、そして、最後３点目に、専門家からのアドバイス

でございます。

この3点目の柱を具現化したものが、項番2に記載のございます、社会保険労務士による労働環境モニタリングと、公認会計士による経営財務モニタリングでございます。

次に、資料の右上の項番3、労働環境・経営財務モニタリングのスケジュールをご覧ください。本区では、指定管理者の指定1年目に労働環境モニタリングを、2年目から3年目に経営財務モニタリングを実施しております。指定管理期間が10年の施設は、5年ごとのサイクルで、このモニタリングを実施しております。

次に、各指定管理者施設のモニタリングのスケジュールを、資料右下に記載してございます。今回ご報告申し上げる案件は、令和6年度の縦列に記載の2施設分となります。

まず水色の部分でございますが、いきいきプラザ一番町の経営財務モニタリング、黄色の部分でございますが、岩本町ほほえみプラザの労働環境モニタリングでございます。

資料が替わります。続きまして、保健福祉部資料1－2に基づき、いきいきプラザ一番町の経営・財務モニタリングの結果についてご報告をいたします。

項番1、経営・財務モニタリングの概要でございます。当施設の指定管理者は社会福祉法人カメリア会でございます。令和5年度から、新たな指定管理者として運営を開始しております。指定2年目となる令和6年度におきまして、経営・財務モニタリングを実施したものでございます。

モニタリングの方法、視点でございます。福祉サービス第三者評価を行っている事業者により、財務状況、経営状況、課題及び改善点について分析を頂いております。

続いて、項番2でございます。モニタリングの流れです。令和5年度の決算を受けまして、公認会計士による現地調査や書類確認が行われます。その後、モニタリングの結果について協議をして確定させた後、即時の改善や事業計画への反映を行うものでございます。また、モニタリングの概要は、本日の委員会でのご報告の後、区のホームページにて公表を行います。

続いて、項番3、経営・財務分析でございます。前段に公益事業、後段に社会福祉事業と、二つに分けて分析を頂戴してございます。いずれとも、分析に用いました指標は、東京都が都内社会福祉法人の経営状況活動状況等の調査分析を行う際に用いるものを使用しております。

分析の内容でございます。公益事業におきましては、評価は問題なし、良好として、丸、または二重丸となっておりますが、下段の社会福祉事業におきましては、評価は注意を要する水準といたしましてマイナスとなっている値も多く、三角ないしバツとなっております。こちらの評価の詳細な説明につきましては、項番4、提言・アドバイスに記載がされてございます。

（1）と（2）、財務状況、財務提言の欄、それぞれ2点目の社会福祉事業の記述をご覧ください。

社会福祉事業につきましては、指定管理初年度であり、初期費用を要したことから赤字決算となったこと、直ちに資金繰りに不安がある状況にはないが、指定管理2年目、令和6年度以降の状況を注視する必要があると結論づけられております。

なお、ここで、注意する必要があるとされた令和6年度の財務状況について補足をさせていただきますと、初期費用削減の影響もございまして、前年2,100万円の赤字であ

ったものが、約600万円の黒字に転換をしてございます。ですので、こちらの財務状況については、令和6年度において既に改善していることを確認してございます。

続いて、（３）、（４）の課題提言でございます。区民施設においてはカスケードホールの稼働率向上、高齢者施設については通所介護系の稼働率向上に向けた対策が求められると提言を頂いております。また、リスクマネジメントといたしまして、アクシデントの発生時の再発防止策、こちらの定期的な検証や職員の定着化に向け、働きがいのある職場環境づくりが望まれるとの提言を頂戴しております。

以上が、いきいきプラザ一番町のモニタリングの結果でございます。

続きまして、資料１－３に基づき、岩本町ほほえみプラザの労働環境モニタリングについてご報告をいたします。

項番１、労働環境モニタリングの概要でございます。指定管理者は社会福祉法人多摩同胞会でございます。令和元年度に同法人を指定管理者として再指定を行っており、指定６年目となる令和６年度において、労働環境モニタリングを実施したものでございます。

モニタリングの方法は、社会保険労務士による現地調査、書類確認、施設職員への個別面接を行いまして、指摘事項と改善策をまとめております。

項番２のモニタリングの流れでございますが、先ほどご説明差し上げました経営財務モニタリングとおおむね同様となっております。

次に、モニタリングの視点として、項番３でございます。

１点目には職員の処遇や勤務形態、２点目は職員の身分の安定性、３点目は職員の労働環境・安全衛生、最後、４点目として外国人労働者や障害者等の雇用管理、この四つの視点からモニタリングを行ってございます。

モニタリングの結果につきましては、資料の右側、項番４をご覧ください。まず（１）職員の処遇・勤務形態等でございます。

こちらの２点目でございます。労働条件通知書に明示すべき「退職に関する事項」の記載がなかったとのこと指摘を頂戴してございます。

このように一部に対応を要する事項があったものの、こちらは既に改善に取り組まれており、全体としては適正な雇用管理がなされているとの評価を頂いております。

続いて、（２）職員の身分の安全性でございます。

各種手続は適正であるほか、年次有給休暇の取得率が高く、時間外労働も月平均２０時間以内であるなど、職員の身分の安定性は良好と評価を頂いております。

続いて（３）番、職員の労働環境・安全衛生でございます。

こちらの２点目、産業医による職場巡視が実施されていなかったとのこと指摘を頂戴しております。このご指摘については既に改善を図ったところでございまして、この点を踏まえましても、職員の労働環境・安全衛生は良好との評価を頂いております。

続いて（４）番、外国人・障害者・高齢者等の雇用管理についてでございます。こちらはいずれの手続も適正であると評価を頂いております。

最後でございますが、岩本町ほほえみプラザの指定管理者につきましては、平成１８年に指定管理者制度を導入して以降、一貫して、こちらの多摩同胞会が指定されてございます。長期の指定となっておりますが、質の高いサービスを安定的に提供するため、適正な労働管理、あるいは良好な職場環境の維持というものが必須であると考えてございます。

区としても、引き続き指定管理者にこのような対応を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、別添2、参考資料といたしまして、保健福祉部の全指定管理者施設分の事業報告概要をお配りしてございます。こちらは後ほどご確認を頂ければと思います。

私からのご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 いきいきプラザ一番町について伺います。

社会福祉事業の評価というところは、大体、三角かバツであったと。これは令和5年度の財務状況をベースにされているので悪かったですと。で、令和6年度のところは黒字化しているので、改善していますよというお話だったと思うんですけども、指標についてはいかがですかね。あくまで経常増減差額のところだと思うんですけども、先ほどの600万円というのは。それをもってして、この評価というのがどれくらい上がったのかとか、そういったところを把握されていらっしゃるんでしょうか。

○小目高齢介護課長 こちらの経営・財務モニタリングで評価を行いました各種指標でございます。こちら、大変恐縮なんですけど、令和5年度分の経営・財務モニタリングとして評価を行ったものでして、令和6年度につきまして、このような指標を用いて改めて確認というのは現時点ではなされていないところでございます。ただ、ちょうど10月以降、こちらの法人合併の影響もございまして、この法人の財務状況については、改めて公認会計士等の方に調査をしてもらうということも考えてございます。その中で、今回の指標についても、専門家の視点でどのようになっているかというのは、確認をしてみたいというふうに考えてございます。

○おのでら委員 運営主体の事業再編というものがあるので、そこでかなり大きく変わるというのは、はい、承知しております。ですので、こういった指標がどういうふうに変わって、どのくらいまで上がるかというのは、しっかり見ていただければと思います。今回どのくらい上がるかにもよるとは思うんですけども、それでもまだ三角ですとか、×とか、そういった数字になるようであれば、5年後を待たずして、引き続きモニタリングを行っていただければと思っております。

あと、もう一つ、離職率についてコメントがあるんですね。この離職率が、全国平均と比べると、やや、やっぱり高いかなというところはあるんですけども、千代田区のほかの施設と比べてこの離職率というのはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○小目高齢介護課長 離職率についてでございますが、区内の介護施設、押しなべてなかなか厳しい状況が続いているということで、一番町もその例に漏れず、同じような水準にあるのではないかとというふうに認識してございます。

○おのでら委員 いきいきプラザ一番町については、昨年、労働環境モニタリングを行われているんですね。その中ではそういった指摘というのはなかったように思うんですけど、この経営・財務モニタリングの中で離職率という言葉というのは結構珍しいかなというのは、これを見て思ったんですけど、やっぱりそこは、労働環境モニタリングのところでもしっかり見ていただく必要、指摘いただく必要があるんじゃないかなというふうに思っているんで、もう一つの施設のほうについても大丈夫なのかなというところが、まあ、いろいろあって。その辺の、何ていいますかね。チェックのリンクというか、兼ね合いという

か、その辺りはいかがなんですかね。

○小目高齢介護課長 昨年度、いきいきプラザ一番町については労働環境モニタリングを行ったということでございます。離職率の言及自体はなかったかと記憶しておるんですが、実際のところは、法人のこの引き継ぎの過程で大分職員の入替え等を行われておりまして、離職率自体は相応な数値に上っていたというところが、確認してはございます。なので、そちらの数字と比べると、この15%程度でしょうか、については、やや落ち着きを取り戻しつつあるのかなというふうに評価してございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私もしいきプラについて質問したいと思うんですけども、その3番の経営・財務上の財務分析で、公益事業はおおむね丸か二重丸と。社会福祉事業については、三角、バツということですよ。でも、まず、公益事業というのは大体同様の分野が公益に入るのか。社会福祉事業というのは東京都とかね、そういうところだと思うんですけど、そのちょっと関係性を、まず。

○小目高齢介護課長 まず、公益事業でございます。こちら、いきいきプラザ一番町において、地域交流機能といたしまして、カスケードホールですとかプールですとか、そういったところの事業を行ってございます。そういったものがこの公益事業に該当してございます。社会福祉事業は、通所介護ですとか特別養護老人ホームですとか、そういった介護保険サービス、こういったところが該当するものでございます。

○牛尾委員 先ほど、令和5年度は赤字だったけど、600万円、6年度か、黒字になったということですけども、社会福祉事業のマイナス分を、そういった公益事業のほうで埋めたというか、賄ったというか、そういったことだというふうに見て、いいんですか。

○小目高齢介護課長 この2事業間の間でやりくりを行ったということではございませんでして、社会福祉事業単独で初期投資の削減された効果が上がりまして、黒字を達成したということでございます。

公益事業につきましては、若干の赤字、数万円程度の赤字にはなってしまっておりますが、比較的均衡を保っている値にはなっているのかなというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい、了解しました。

社会福祉事業、特養とかデイサービスとか、どうしたって、国の政治との関わりもあるから、報酬、医療じゃないから診療報酬じゃないですけど、そういった社会保障費の削減によって影響を受けていると思うんです。ここで見ると、一つ、人件費、委託費の比率というのが、評価がバツになっているんですけども、これは要するに、人件費に対して相当多くお金が使われちゃったということなのか、それとも、このバツの理由というのは何なんですか。

○小目高齢介護課長 委員ご指摘のとおり、カメラア会につきましては、特にこれ、法人からの声も頂いておるんですが、手厚めに職員配置を行っているということを聞いてございます。こういった影響ももちまして、人件費の比率が80%を超えてしまっていると。ただ、それ自体、一概に悪いということも、なかなか難しい指標ではあるんですが、事実として、そういった、職員にかかる経費が多いというところで、この80%を超えてしまうという状況になってございます。

○牛尾委員 私もそこが心配になって、要するに、やっぱりこういった介護の現場という

のは、いかに人の配置、要するに人件費が高いからといって人を減らすとなると、それはサービスに影響が出てくるから、ここは評価がバツとなっていますけれども、人件費が高いからといって人の配置が減らされるというようなことがないように、そこはしっかり見ていただきたい。と同時に、確かに、採算を取らなきゃ、運営をやっていけないですから、少しここは見る必要があると思うんですけれども、やはりここでは、人の配置ということも影響があるのかどうか分かりませんが、結構重要なアクシデントが発生しているというもあるし、そこはしっかり、区として運営をカメラア会任せにせず、しっかりと一緒になって区民の介護というのを担っていただきたいと思うんですけれども、そこについての相談体制、協力体制というのをいま一度聞かせてください。

○小目高齢介護課長 施設との連携についてでございます。現状、月1回程度、調整会議というものを設けまして、私もたまに出ることがございますけども、職員と施設側とで認識合わせということをしてございます。また、それ以外にも、まだまだ指定管理が始まったばかりですので、地域の実情になじんでいないところもございます。他区で通じるやり方が通じないというところがありまして、そこがあつれきを生じるということもございますので、そういったところについては間に入って、千代田区のやり方というものを個別丁寧にご案内差し上げているというところがございますので、そういったところも踏まえまして、元に戻りますと、人員配置でございますけども、サービス水準を従前のレベルに維持するために手厚い配置を頂いておりますので、それを、人を削ったからといってサービスが落ちてしまうということでは本末転倒になるのかなというところもございます。ですので、そういった考えは、今、確認されてございませんし、引き続き千代田区のほうとしてもそこら辺については目を配っていきたいというふうに考えてございます。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。私のほうからは、今回5施設の事業報告概要がありましたけれども、利用者懇談というか、利用者との懇談会というのがどのくらい行われているかというところを、書いてあるのかもしれないんですけど、ちょっと見てとれなかったのが、ざっと教えてください。

○小目高齢介護課長 いきいきプラザ一番町につきましては、家族懇談会というものを年に2回ほど実施してございます。また、運営協議会、こちらは年1回程度、開催をしております。岩本町ほほえみプラザにつきましても、まず運営協議会につきましては年に一、二回実施しているところがございますので、その他、随時、家族ですとか地域団体との協議会というものも開催しているところがございます。

○小枝委員 はい。恐らくどの議員さんもそうだと思うんですけども、非常に運営についてなかなか疑問があるようなこと——これ、ここというふうに今言わないで、一般的にある、例えば家族が見ていたお薬が違う薬にさせられて、とにかく静かに寝ててくれればいいやみたいになってしまっていたり、それは人手がなければそういう場合もあるわけで。

つまり、こういう指標とか数字に表れるもの以外に、やっぱり行政側も配慮していかなくちゃいけないことであったり、運営の過程の中で改善できるような事柄であったり、それこそ議員が介入したりとかしなくても、施設の中で改善できること、あるいはオンブズマンみたいなのところに訴えなくても、コミュニケーションで足りることとか、いろいろあると思うんですけれども、そうしたことがうまく回っていないかもしれないと思うようなケ

ースもあって、特に、このいきいきプラザの場合は、何か1点差か何かで事業者が替わっちゃって、その評価の中に家族会が入っていなかったというようなこともあって、それで、今、努力しながら改善をしているというふうにこの報告書は見られるわけなんですけれども、そこら辺のところが、区のほうに問題を持っていけるものについてはどんどん区のほうに上げて現場改善ができるようにとか、みんな、施設形状が、千代田区の場合、縦型なので、本当に運営が困難なことは確かで、ほかと一律に言えない部分、目が届かない部分があると思うので、そこら辺のところの家族懇談会とか利用者懇談会とか、そういうことがもっと見える化されていって、日々改善されていくということがとても大事だと思うので、今後そのような方向を目指していただけないでしょうか。

○小目高齢介護課長 各施設、利用者懇談会、家族懇談会といった名称で、利用者と施設と、あと、そちらについては地域の方と町会長等、あと区の職員も入ってございます。時折欠席ということもございますが、そういう場合でも議事録は共有されてございますので、そこで出た、地域の方、利用者の方のご意見というのは区のほうでも吸い上げられる形になっているかなというふうに考えてございます。

また、そういった会議体も、年に数回という限られた機会でございますので、参入される方も人数が限られるということもございます。区役所のほうでも、常日頃、電話等で利用者の方からお問い合わせ等を頂くこともございますので、そういった声を頂いた際には逐一施設のほうに展開して状況確認、改善できるものについては対応を改めるですとか、そういったところにつなげているところでございますので、そういったところを引き続き力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 分かりました。その家族懇談会の議事録のようなものは、一旦、こう、何ていうんですかね、見える化されるといいのかなと。こんなことが言われた。そして、これについては、こう改善した、あるいは誤解だったとか、そういう、今、ほら、病院なんかに行っても、こういう意見があった、こう改善したと、みんな貼り出ししてあったりするんですよ。そうすると、あ、自分も同じことを思っていたけど、これは意見が出て変わったんだというふうに思えたり、ここは見解が違うと言えたりとかするので、そういう見える化ということもしていただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小目高齢介護課長 施設によっては、施設のホームページ等で公表しているというところもございますが、区のホームページ等で取り扱っているものはございませんので、そこら辺が一部の施設に限られているということがあれば、ちょっと調査させていただきまして、対応を統一的なものができるようであれば、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。

○池田委員長 あの、課長、その家族懇談会とかというのが平日行われるのであれば、例えば行政のほうからもちろんと出席がかなうんだけど、よく週末とかに行われる場合というのは、どうしても行政側としてはお休みせざるを得なかったりとか、逆に施設のほうから大丈夫ですよと言われてしまうと、なかなかそこに出席しない場合も出てきちゃっていて、で、地元の町会長さんたちとか民生委員さんたちよりは、やっぱり行政の、直で見て、聞いてという声のほう吸い上げられるかなと思うんです。なので、平日の懇談会はもちろんなんだけど、週末に行われる場合も多いので、やっぱり家族の事情もあるから。そういうときにも、なるべくだったらでいいんだけど、一緒に出ていただきたい

いなというところは感じているんですけども、いかがでしょう。

○小目高齢介護課長 そうですね、週休日の振替という形で、職員の勤務形態に悪影響を及ぼさない形で土日働く形態もご用意できますので、ちょっとそういった点は柔軟に対応できるように、気をつけていきたいと思います。

○池田委員長 はい。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 経営財務モニタリング、労働環境モニタリングと、しっかりやっていたいているんだと、非常に感心するとともに、安心いたしました。結果を見させていただきますと、昨年度の労働環境問題がしっかり管理されている。今年のチェックでも人件費をしっかりとかけている中で、離職率が常勤職員で15%、非常勤で22%、非常に高い状況になっていると思います。これは、なかなか解決手段がなくて困っていらっしゃると思うんですけども、個人で解決できるものでなく、制度や仕組み、DXのようなもので解決するほかはなかなかないんじゃないかなと思っているんですけども、こういった意見が出ているか、お聞きでしたら共有いただけたらと思います。

○小目高齢介護課長 施設に働く方々の意見として、記入のシステムというものが非常にこれが煩雑であると。人との接遇をした上で、そこから、終わったら事務作業が始まると。そのシステムも二重三重になっているものもあって、非効率なところもあるという声があって、そこに嫌気が差して転職してしまうということもあるのかなというふうに、一つの声ですけども、そのようなことを感じたところでございます。

現状、区のほうでは、人材の定着ということで、この本日も報告の2施設にも、巨額のある程度資金を投じて、人材定着の支援をしているところでございますけども、引き続きシステムの、生産力の向上といったところですかね。そういったところについては手当てが必要かなというふうに感じておりますので、こちらはちょっと引き続きになってまいりますけれども、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）指定管理者施設に関するモニタリングについての質疑を終了いたします。

次に、（２）区民歯科健診DX化の推進に向けた先行実証事業への参加について、理事者からの説明を求めます。

○上田健康推進課長 区民歯科健診DX化の推進に向けた先行実証事業への参加について、保健福祉部資料2に基づき、説明させていただきます。

まず、項番の1、概要です。区では19歳以上の全区民を対象に行っている区民歯科健診におけるDX化を推進するため、令和6年度より全国に先駆けて、64歳以下の区民を対象に実証実験を実施しております。この度、これまでの実証実験の成果を活かし、区民歯科健診のDX化をさらに推進するため、国の「自治体検診事務デジタル化先行実証事業」に参加することとしました。

項番2の国の先行実証事業についてですけども、国は令和11年度から自治体検診DXの全国展開を予定しております。それに先駆けて、令和7年度から先行実証事業を開始することとなりました。医療DXの実現に向けまして、自治体検診においても、検診の情

報を自治体、医療機関など、検診の情報を、自治体、医療機関などと情報連携をする情報基盤となるPMHを介しまして、全国医療情報プラットフォームと連携する仕組みの構築を進めています。実証事業のほうは令和7年度から10年度にかけて継続して実施予定でございます。

項番3の国の先行実証事業のスケジュールの予定ですけれども、令和7年9月から3月上旬にかけてまして、システムの改修等の準備期間を経て、令和8年3月16日以降、実証・結果整理を行う予定です。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 はい。今回のDX化というのは、恐らく予防医学的な見地からやるのかなというふうに想像しています。確かにデータを一元管理すると、お医者さん側も便利だし、受けているほうも自分の前の診療というのが連続的に把握できるということで、恐らくメリットがあるのかなと思うんですが、この理解でよろしいでしょうか。

○上田健康推進課長 その理解でよろしいと思います。

○白川委員 区民歯科健診の最大の問題というのは、恐らく受診率が低いということにあると思うんですね。で、このDX化というのをすごく好意的に解釈しても、受診を上げるというのには直接結びつかないのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 例年、受診率のほうは10%程度というところではございますが、千代田区の方、千代田21の調査によりますと、かかりつけ医を持っていられる方が70%いらっしゃるというふうに伺っております。なので、DXも進めながら、なるべく受診を進めていただく、健診を受けていただきながら健康増進していただくというところで考えております。また、10%につきましては、受診率が低いんですけれども、国と比較しては千代田区のほうは高いという結果になっているというふうに伺っております。

○白川委員 非常によいことだと思います。ですから、長期的な提案なんですけど、ここで区民健診で把握した、歯の、あるいは歯茎の病気というのを、歯医者さんにつなぐというのがいいのかなと。だから、10%という受診率を無理やり上げることはなくてもいいんですけれども、そこを、実際に歯科に紹介するとか推薦することによって、さらに今のかかりつけ医70%、80%を目指すとかって、そっちのほう为建设的なのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 今回のDXを進めていくところの目的は保健医療等の情報連携というところもあるかと思いますので、今後、実証実験、国の全国展開も踏まえながら、そういったところが進んでいけばよいと思っております。

○白川委員 最後に、これはもう、歯科にとどまらなくて、ほかの体の病気に関してもこれを進めていくということでもよろしいでしょうか。

○上田健康推進課長 現在、国の今回の実証事業につきましては、歯周病検診と、あと健康増進法に基づく健康診断につきましても対象となっておりますので、今後、自治体検診の全国展開に向けても、まず、そちらのほうから対象が進められていくというふうに伺っております。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）区民歯科健診ＤＸ化の推進に向けた先行実証事業への参加についての質疑を終了いたします。

以上で、日程の２、報告事項を終わります。

次に、日程の３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○大松子ども支援課長 はい。では、口頭ではございますが、区立幼稚園等の入園申込みと入園案内についてご報告いたします。

令和８年度の区立幼稚園、幼保一体施設、こども園の入園について、例年どおり、今年も１０月下旬から開始いたしますが、その内容やスケジュールなどを記載した入園案内を、現在、作成しております。出来上がり次第、委員の皆様にはポスティングさせていただく予定でございます。内容に大きな変更はございませんが、預かり保育拡充については今回から記載しております。

なお、一般配布は１０月６日の月曜日からでございますので、皆様には事前のお届けになりますが、この点ご留意いただければと存じます。

簡単ではございますが、ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して、質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかにご報告はございますか。

○清水学務課長 昨年度国立競技場にて実施した小学校の陸上記録会について、今年度は国立競技場にて世界陸上が開催されたことで陸上記録会が実施できなかったため、世界陸上を観戦いたしました。そのことについて、口頭でご報告させていただきます。

千代田区立小学校６年生は、国立競技場にて開催された東京２０２５世界陸上を開催初日の９月１３日土曜日に観戦いたしました。当日の朝、８時から９時の間にそれぞれ学校を出発しまして、午前中の競技であるモーニングセッションを観戦し、競技終了後、１２時過ぎに国立競技場から帰途に就きました。

観戦した競技種目についてですが、男女３５キロメートル競歩。これは選手が国立競技場に戻ってからゴールする様子を観戦いたしました。そして、全て予選ですが、女子円盤投げ、男子砲丸投げ、男子１００メートル走、４×４００メートル男女混合リレーを観戦しました。

今回の観戦については東京都事業である「子供観戦無料招待事業」への申込みによる観戦としましたので、事業の規定により、児童及び引率者である教員のみの観戦となりました。出席した児童数は４９３名でした。

当日は曇りで、時折青空が見られましたが、さほど気温は上がらず、過ごしやすい気候となり、子どもたちは楽しく元気に過ごしておりました。選手に向けて手を振ったり、声援を送ったり、応援しながら観戦していましたが、あらかじめ学習していたことで、子どもたちの会話の中や声援には、選手の名前が出てきたり、１００メートル走など競技のスタート時は静かにするなど、マナーを守った観戦ができていた様子でした。世界のトップ

アスリートが真剣に競技に臨む姿に触れることで、スポーツのすばらしさを感じたり、競技を支えるスタッフの様子が見られたことなど、子どもたちにとって記憶に残る行事となったのではないかと考えております。

簡単ではございますが、ご報告は以上です。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。この件に関してのご質問、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに何か報告はありますか。

○岡福祉総務課長 「風ぐるま」の臨時アンケートの実施についてでございます。

風ぐるま事業のサービスの向上や今後の事業見直しに向けまして、その課題点を把握するため、利用者と利用者以外の方を対象にしまして、10月の初旬から風ぐるま車内と区内の各施設にアンケート票を置きまして、アンケート調査を実施する予定でございます。

今年度、この10月の調査と併せまして、他自治体の研究なども行っておりまして、こうしたものを踏まえた調査研究を経て、風ぐるまの今後の在り方について方向性の検討を進めてまいりまして、来年度になろうかと思えますけれども、方向性がまとまりましたら、しかるべき時期にご報告、ご相談をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しての質問、ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後3時11分閉会